

国民と森林

2005年・夏季
第 93 号



国民森林会議

森林組合と森林所有者

— 森林整備地域活動支援交付金制度から考える —

枚田 邦宏

(鹿児島大学農学部森林政策学研究室)

1 はじめに

林業経済の研究者として大学に身を置くようになって(大学院生ころから)早二〇年を過ぎた。国内の木材生産の後退、一方で一般の人の森林に対する関心の高まり、森林の環境面での評価の拡大というように、この二〇年間に大きな変化を遂げた。また、個人のレベルでは、森林・林業を対象に研究するという立場に加えて、三年前から相続によって不在村の小規模森林所有者となり、所有規模からすれば、林業基本法で担い手とされた中小規模林家となっている。そのため、自ら森林を管理することから森林組合との関係について、不在村組合員として色々と考えるようになってきた。本誌は様々な立場の方々が読者となっていることを考え、研究者としてだけでなく、一森林所有者の考えを含めながら「森林・林業基本法」(以下新基本法と略す)下の森林組合と森林所有者の関係について考えてみたい。

特に、本報告では、新基本法の一つ具体的施策として出ている森林整備地域活動支援交付金制度の現場での動きを通して、森林所有者と森林組合との新たな関係構築の可能性について接近してみたい。

2 森林・林業基本法における森林管理の担い手

戦後日本の森林は、復興期における旺盛な木材需要および薪炭需要への対応をすることが迫られていた。エネルギーの石油への転換にとまない薪炭生産が縮小してからは、用材需要に対応すべく天然林の林種転換が計られ、前生樹はバルブチップ資源として利用され、跡地に広大な針葉樹人工林を造成してきた。この人工造林を押し進めてきたのは、農業との兼業形態の家族的林業経営であり、これを担い手として育成し、①拡大造林により森林生産力の増強を図ること、②経営規模の拡大するとともに、③素材の計画的な生産、流通体制を確立すること、④

林業労働者の労働条件の改善を図ることを柱としたのが一九六四年に制定された林業基本法(以下旧基本法と略す)である。旧基本法の制定時点には、農山村からの人口流出、農業における選択的拡大政策がはじまっており、すでに農林複合による家族的林業経営を担い手とする持続的な林業生産の拡大は限定的なものとならざるをえなかった。その後の家族的林業経営のさらなる後退により、森林組合を中心に協業により林業生産の代行、流通、加工体制の確立を押し進めることとなる。このように家族的林業経営を担い手としながらも、協業の組織として期待された森林組合の体制確立、資本整備を拡充する林業構造政策が推進された。一九九〇年ころからは、個別事業者の経営の確立よりも、地域単位の生産、流通体制の整備を行う地域林業や流域管理システムなどの政策提起がされていった。

二〇〇一年に改正された新基本法では、木材生産を含む森林の多面的機能の重要性を明確に

し、その機能を発揮することができるよう森林の整備及び保全と、その担い手である林業従事者の居住している山村地域の生活環境の整備を基本理念としている。そして小規模な森林所有者には、施業放棄などとして森林の多面的な機能を損なわないように、森林組合をはじめとする林業事業者等への施業・経営委託などを行うことを責務とした。新基本法において森林所有者をこのように位置づけしたのは、木材生産の縮小の中で一部を除き森林所有者の林業生産活動からの撤退があったからである。といって新基本法で森林所有者の責務を規定したとしても森林の多面的機能発揮のために林業事業者への委託が進むとは考えられない。林業の歴史をみると、森林の占有は、木材生産をはじめとする森林を利用した経済活動が前提となっている。地域の生活環境を維持するという森林の環境機能の管理には個人の占有という形ではなく、公有という所有形態が選択されてきた。今日の日本において国内の木材生産の後退は、森林の私的な占有の意味の後退につながることである。新基本法において森林所有者に多面的な機能を維持するために森林管理に責任を持つといわれ、積極的な対応はとられないだろう。特に、不在村所有者のように所有地域に居住していない場合は、居住環境の維持という森林の機能を積極的に評価する場に身を置いているわけではなく、単に、将来の投資として、立木価格の上昇、土地の転用により土地価格の上昇といった経済的な価値実現の可能性に期待するために所

有しているのに過ぎない。このように森林の所有権のみを維持すればよい場合の森林管理内容を考えると、固定資産税等の支払いと森林利用・施業実施のための収益活動を除くと、施業の不履行によって森林境界の不明確化しないように維持するだけである。

一方で、既存の森林所有者の意識とは全く異なった森林所有への期待をもつ都市住民あるいは集団が現れる。すなわち、公益的機能をもつ森林の価値を高めるために個人として協力したい、森林を所有し環境価値を高める森林を作りたいという考えをもつ人達である。この場合は、本来なら積極的に土地所有する必要はなく、資金提供により森林を維持、整備すればよい。しかし、確実に一定の森林を自分が求める環境価値を高める森林にしたいと思えば、借地あるいは所有が必要となる。しかし、このような新しい森林所有者は広がりを見せつつも、既存の森林所有者に比べ限定的な範囲にとどまっている。

既存の森林所有者の中で、直接、森林の管理をする能力を持つ者は、高齢化して減ってきており、森林所有者が変わって地域の森林資源管理を行う担い手を作っていくことが求められている。新基本法においても森林所有者だけでなく受託林業事業者を重視するようになってきており、これを現実のものとして取り組みを進めようとしたのが森林整備交付金制度である。

3 森林整備地域活動支援交付金制度の概要と鹿児島県における現状

森林整備地域活動支援交付金の概要

森林整備地域活動支援交付金(以下交付金と略す)は、森林所有者等による森林施業実施に不可欠な森林現況調査と地域活動を支援するために創設され、対象森林は、認定を受けた森林施業計画の対象とする森林で交付金の積算基礎となる森林(三五年生以下の人工林および一部の四五年生以下の人工林、六〇年生以下の育成天然林等)である。交付金の対象者は、対象森林の森林施業計画を作成する主体であり、森林保有者に加えて森林組合、林業事業者も交付対象となる。対象者全員は、決められた事項について明示した協定を市町村長と結び、地域活動の実施状況を報告しなければならない。

交付金制度における森林組合の関与の仕方としては二つある。森林所有者が共同して施業計画を作成、市町村長と協定を結びあたっては、交付金に係わる事務の一部又は全部を他の者に委託することができるようになっており、森林組合がこの委託者となる場合である。そして森林組合として二つの係わり方がある。それは交付金の事務の受託をする場合と、森林組合と森林所有者との間に施業の長期委託契約等がある場合である。森林組合と森林所有者との受委託契約の内容により、交付金を森林所有者が受け取るか、森林組合が交付金を受け取り森林管理の地域活動をするかが異なってくる。

季刊 国民と森林

No.93 2005年夏季号

■ 巻頭言		
■ 会長就任ご挨拶かたがた	只木 良也	2
■ 森林組合と森林所有者		
一 森林整備地域活動支援交付金制度から考える一	枚田 邦宏	4
■ 入会とコモンズ	半田 良一	9
■ 木材流通・加工の問題点	角谷 宏二	17
■ 新しい森林・林業と担い手		
一	杉山 要	24
■ 御廬始(みそまはじめ)祭	只木 良也	28
■ 森林は公共財の認識が必要		
(財) 森とむらの会が政策提言		30
■ 国民森林会議第23回総会報告		31
■ 切り抜き森林・林政ジャーナル		32
■ アトランダム雑誌切抜き		34

初夏の高原

高沢岩男 (青森県上北郡在住)

北八甲田山の東側に広がる「田代湿原」は、標高560mだが北国では十分「高原」である。雪解けがすすむと春の花から夏の花へと高山植物が次々に開花する。この湿原の上部もブナ帯ではあるが、下方はブナの最適地で、場所によっては杉の造林地がブナの中に消えてしまったところもあるほどの勢力を見せる。

ワタスゲの果穂が広がる頃は、誰もが訪れなくなるさわやかな季節。晴れの日を待って撮影に出かけた。ブナの森から僅かに聞こえてくるエゾハルゼミの声を聞きながら、日没までワタスゲと戯れた。

目次題字 隅谷三喜男

表紙の言葉

〈巻頭言〉



会長就任ご挨拶かたがた

只木 良也
(国民森林会議会長)

この度、由緒ある国民森林会議の会長に任ぜられました只木でございます。私は、本会創設時からの会員で、創設当初にはいろいろお手伝いしたこともありましたが、近年は名前の会員でございました。今回図らずも会長に推挙され、いささかの困惑を感じるところですが、卓越した手腕で、優れた業績を残された先輩会長お三方の名を汚さぬよう、また、斯界に広く認知され、期待されてきた国民森林会議の評価を落とさぬよう、努力していきたいと存じておりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

ところで、今日の森林を取り巻く諸情勢は、改めて申し上げるまでも無いことですが、私としても過去に関与してきた森林についての諸問題に無関心でいるはずは無く、いろいろな機会や出版物等を通じて私なりの意見は申し上げてきたつもりです。例えば、昨年拙著「森の文化史」(一九八一年初版)が文庫本入り(講談社学術文庫)することになりましたが、数値データを新しく更新するだけでなく、終章を「いつまでも森の恵みを得るために」

と題して全面的に書き改め、今日の森林問題に対する私の意見を盛り込みました。それらを含めて、私の常々の見解のいくつかを以下に記して、新会長就任のご挨拶に代えさせていただきます。ただし、これらは個人の意見であって、国民森林会議としては未検討、オンラインされた意見ではないことをお断りしておきます。

湿潤地帯の発想で わが国は降水量十分で夏高温、森林が成立する自然条件を持った国。そこでは遷移が順調に進行し、森林がわが国の自然の骨格を成します。湿潤で森林豊かな地帯では自然に順応、輪廻転生の思考が発達します。わが国の自然を考えるときには、遷移のルールを尊重し活用するなど、湿潤地帯らしい発想が基盤にならねばなりません。たとえば自然保護のあり方でも、保存、保全、防護、修復、維持などの多様な保護方法を土地それぞれに割り当てること。それすなわち森林経営計画ともいえます。

を森林が吸収していますが、こうした森林県で六%を超える分を他府県に売り、森林への資金導入を図ることは不可能でしょうか。針葉樹人工林 生んだからにはちゃんと育てるのが親のつとめ、保育急務として林型改善。木を植えて批判を受けているのはわが国だけ。二酸化炭素に関して効率がよいのは人工林、生長すなわち二酸化炭素吸収量多く、貯留期間の長い幹に蓄積するから。花粉症 諸説あり、もちろん花粉は関与するものの、ディーゼル排ガスを主因と見ると納得のいく事象が多いのです。スギ・ヒノキは冤罪。少なくとも「スギ花粉症」の名はや

めよう。半世紀も前から、花粉症(Pollen allergy)を騒ぎ出したのはスギのないイギリス。昔からの「春霞」は花粉飛散のせい。ディーゼル排出規制で症状軽減を期待。(ただき・よしや 名古屋大学名誉教授、ブレック研究所顧問)

バイオマスエネルギー利用 現今話題の問題。とりあえずは林地廃材、工場廃材等の利用でしようが、今後は保統計算の上での計画的な生物生産システムを考えてはどうでしょうか。新しい時代の低林林業により、近代的エネルギー生産、さらに言うならば収穫物を炭素化して炭素の地上貯蔵を図っては。里山 その存在価値を社会に認知させるための理由付けに三つのアプローチ。すなわち、機能効用論的に(都市への環境提供)、生態系論的に(生態系としての都市の不完全性を里山が補完)、文化的に(森が米を育て、米作だからこそ森が守られた)。里山を維持

表-3 主要森林組合による森林整備地域活動支援交付金の取り組み状況

森林組合名	南	薩	始良東部	曾於地区	北始良	備考：注
民有林森林面積 (ha)	28,397(24,090)	18,467(14,291)	21,000(14,436)	18,790(12,259)	()内は組合員所有面積	
森林所有者数 (人)	18,957(14,023)	9,928(6,488)	12,020(7,855)	7,480(4,651)	()内は組合員数	
事業総収益 (千円)	314,103	354,317	437,561	235,449	2002年度	
施業計画面積 (ha)	3,596	6,105	6,548	6,040	2002年度	
交付金面積 2002年度 (ha)	1,555	1,046	2,300	753		
” 2003年度 (ha)	3,124	3,460	3,453	3,784		

資料：各森林組合総代会議案書、一斉調査票、県資料より作成

森林施業計画の策定、そのために森林所有者と長期の森林管理(施業)受委託契約を取り交わしたことがある。

以下、県内二六森林組合の中で、もっとも交付金制度に積極的に取り組んでいる四つの森林組合の取り組み状況を見てみよう。表-3に示したとおり、四つの森林組合は市町村域を越える広域森林組合であり、民有林面積は一八千haから二八千ha、森林所有者数は七、四八〇人から一八、九五七人であり、事業総収益は二億三千万円から四億四千万円である。交付金の基礎となる施業計画面積は、三、六〇〇haから六、五〇〇ha程度策定しており、二〇〇三年度の交付金額は三、一二四万円から三、七八四万円である。策定した施業計画面積は、管内民有林面積の一〇から三〇%を占めている。このように交付金制度を活用するために、広大な施業計画を策定し、多くの森林所有者から長期の森林管理(施業)受委託契約を結ぶことは始めてのことであり、四組合ともいままでは違った取り組みに着手したわけである。具体的に各組合の取り組みを見ると、南薩森林組合では、長期森林施業委託契約は、森林簿から森林所有者を拾い出し、組合の市町村担当職員が、説明会や電話、直接面談などを行った。このようにして集められた契約は、市町村担当から施業計画担当職員、臨時職員によって集約され、パソコンによるデータベース作りが進んでいる。今後、このデータを利用して施業実施に向けての活動をする予定である。始良東部森林組合は、一〇年

前頃より施業委託契約を結んでいたが人数は四〇名程度であり、今回の施業計画策定から大規模に森林所有者に働きかけ最終的に管内面積の八割まで対応できればよいと考えている。今後は、施業計画に基づいて作業の実施計画作りを所有者と話し合いをしながら進めていきたいとしている。曾於地区森林組合は、基礎となる森林簿の修正を作業受託した施業履歴を払い出し、それにより修正し、所有者と管理委託契約を行ってきた。施業履歴のある林分の七、八割と計管理委託契約を結んだ。それに加えていままでも関係の薄かった森林所有者には、ダイレクトメールを送付し、職員が週に一度訪問や電話活動をするにより四、〇〇〇人以上の所有者と管理委託契約を締結した。今後、実際に作業を実施するには、森林所有者と作業内容等について話しあう必要がある。さらに職員と所有者との間に強い関係をつくる必要がある。北始良森林組合は、二〇〇二年度に七〇〇haの計画にとどまったが、二〇〇三年度に一挙に三、七〇〇haの契約を締結した。集落毎に座談会を開催し、その場で来た人に契約をしてもらった。なお、この際には町の林業担当職員の協力を得ながら進めた。今後、契約地の現況把握をして、施業実施に結びつけるが、集団間伐を集中的に進めるために年度毎に地区指定をして進めてきたメカフィールド方式による施業団地ごとの集中的な取り組みをする。積極的に取り組んでいる四森林組合は、今後の間伐を中心とする組合の事業確保の基礎として一連の活動(実質的な

鹿兒島県の取り組みの現状

鹿兒島県の二〇〇三年度の交付対象者別にみると、九つの森林所有者・事業体や育林・伐出の認定事業体が約一、一二〇ha、二六の森林組合が約四三、二八〇ha、一つの森林整備公社が約八、四七〇haとなっており、各対象者に対して一ha当たり一百万円の交付金が与えられている(表-1)。森林組合への交付金の割合は二〇〇三年度には約八二%となっている。森林組合は、森林所有者と長期施業委託契約を結び、それに基づいて森林組合が施業計画の作成、施業活動の実施を行っている。そのため、交付金はすべて森林組合に交付され、森林所有者には交付されていない。全国の中でも森林組合を中心に交付金制度が実施されている県である。このように森林組合が交付対象となっているのは、森林所有構造にある。表-2は森林組合管轄地区内の所有者数と面積を示したものである。民有林面積は四一七haでそのうち約二九万haが組合員の所有地で七割を占める。組合員一人当たりの所有面積は二・五ha程度で零細な所有構造になっている。交付金の対象となる森林施業計画面積は三〇ha以上であり、所有森林への関心が深くても零細規模の森林所有者は対象外であり、多くの所有者が共同しなければ施業計画を策定することができない。また、二〇〇〇年の世界農林業センサスの結果によると、間伐作業実施林家の三割が施業を委託あるいは請負に出しており、森林所有者自ら施業を実施が困難となっている。

各森林組合に二〇〇三

年度に交付された金額は、もっとも少ない森林組合で一〇〇万円、最も多い組合で三、七八四万円に達しており、一、〇〇〇万円以上は一七森林組合になっている。二〇〇一年度の県内二八森林組合のうち一三組合が当期剰余で八、八五五万円の欠損金となっていた。しかし、交付金のはじまった二〇〇二年度は、県内二六森林組合のうち欠損金を発生させた組合は六組合に減少した。森林組合経営から見ると、前年までの赤字経営であった組合に二〇〇二年度に一億六、九七六万円、二〇〇三年度に四億三、二八〇万円の交付金の収入は、事業規模が縮小している経営規模の維持に大きな役割を果たしていると言える。しかし、重要なのは森林組合経営上のメリットというよりも交付金を受ける前提となっている

表-1 鹿兒島県の主体別交付金対象面積

年度	鹿兒島森林整備公社		森林組合		生産森林組合		民間認定事業体		個人等山林所有者	
	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積	事業体数	面積
2002	1	4,592	24	16,976	1	56	3	253	5	704
比率	2.9	20.3	70.6	75.2	2.9	0.3	8.8	1.1	14.7	3.1
2003	1	8,470	26	43,280	1	56	3	330	5	733
比率	2.8	16.0	72.2	81.9	2.8	0.1	8.3	0.6	13.9	1.4

鹿兒島県林務水産部資料より

表-2 森林組合管轄地区内森林面積、所有者数と組合員所有面積、組合員所有

年度	地区内森林面積		組合員所有		組合員1人当たり所有面積	管内森林所有者数	組合員数	加入率
	国有林	民有林	面積	面積率				
1998	155,085	290,050	290,050	71.8	2.48	183,910	116,975	63.6
1999	154,150	289,803	289,803	71.7	2.49	184,049	116,311	63.2
2000	154,890	289,638	289,638	71.7	2.50	184,878	115,700	62.6
2001	154,703	296,416	296,416	71.9	2.60	183,469	113,830	62.0
2002	155,987	287,703	287,803	69.9	2.55	185,367	112,971	60.9

資料：森林組合の概要(平成14事業年度)、鹿兒島県農林水産部
注：面積率は、地区内民有林面積に対する組合員所有面積

現況把握と施設計画作り、関係する森林所有者の拡大)を位置づけている。

4 おわりに

森林所有者と森林組合は新たな関係を構築できるか

いままでの森林組合事業は、一九六〇年代頃の一部組合の共販事業展開、一九七〇から八〇年頃の公的分収造林を中心とした拡大造林による森林造成事業の確立、一九八〇年代後半からの林産事業の拡充、一九九〇年代の加工事業への参入というように旧基本法林政の実質的な政策である林業構造改善事業の展開に合わせる形で事業が拡大してきた。このような事業展開の中で、森林組合は木材生産を行い、かつ森林組合を積極的に利用している森林所有者との関係を継続的に作ってきた。長い間、育林部門に関して言えば一部の森林所有者の受託事業と公的森林造成事業で経営を維持できた。しかし、個人の森林所有者の場合は主伐縮小、長伐期施業の導入により、森林整備公社等の公的資金による森林造成事業も、資金調達が困難になっては、各地で縮小、中止となった。その上、受託の際には認定事業体との競争入札に移行したので、経営を維持できる事業量の確保が困難となってきた。そのため、森林組合は、特定の個人、機関に依拠して待ちの姿勢で事業が確保できた状態から、個々の事業量は少なくとも多数の森林所有者をこまめに集めて集团的、計画的に作業を実施していくことが必要となってきた。

このような一九七〇年代後半からの施業の団地化は、団地森林施業計画の策定により形式的には行われてきたが、現地において集团的な取扱いをしていることは少なく、机上の計画で存在していただけである。とりわけ森林組合は団地森林施業計画の実施に直接責任をもつ関係はなかった。森林組合にとって交付金制度は、各種補助事業の比率が高まるといった団地森林施業計画とは違って、①地域の森林管理者の担い手となる準備(森林所有者の経営・管理を全面的に受託)、森林所有者との関係の強化、②木材生産に関わる各種の事業が後退する中で、計画的な事業の確保、実行可能性のある森林施業計画に基づく事業実施のための現況データベース作り、の出发点となる制度である。森林組合が管轄する地域の森林資源管理の担い手となれるかどうかは、いままでも同様に作業班の組織化による実行能力の確保をすること、森林所有者以上に林分状態を面的に把握して、それを基盤に各種補助事業を組み合わせて作業効率を追求し、森林管理費用の削減の仕組み作りをせいかうすることにかかっている。そして交付金制度の展開の中で、森林管理を放棄しようとしている森林所有者に施業実行を働きかけて同時に組合の事業も確保する、という新しい森林組合と森林所有者との関係が構築されるある。現在はその第一段階にあるといえよう。

国民森林会議第二三回総会記念講演

入会とコモンズ

半田良一

(京都大学名誉教授・国民森林会議前会長)

一 入会山の成立と明治期の制度的変化

徳川時代には、山林の支配・管理形態には、(1)藩の直轄林(禁山)、(2)藩の支配だが地元「むら」にかなり自由に使用させていた明山、(3)農民の支配が公認されていたむら山、(4)例外的な私有地、の四つがありました。このうち明山とむら山とが入会山に相当します。入会山は、実質的には農民が共同で支配していましたが、名目的には大部分は藩の支配に属し、いわば藩と「むら」との二重支配の下にあったわけです。


さて明治政府は、版籍奉還を受け一八七三年に地券を公布して新たな土地所有制度を発足させましたが、その前提として、全ての土地を官有地・民有地のどちらかに分類する措置をとりました。すなわち土地官民有区分です。この区分に関して現場では、とくに官有地への編入措置を巡って各地で農民の抵抗運動が起こり、政府は後年国有林野下戻しの立法処置を講じざるをえなくなりました。しかしともあれ土地官民有

その意味でこの報告ではまず、入会を巡る事実と学説を確認することにします。これが報告の前半であり主要部分です。

「入会」は本来、特に農林業に関する生産力の歴史的發展の一定の段階で、生産経済の一部として存在した仕組み、またそれに対応した法制度です。なお、イギリス農村史の中で形成された同様の制度が「コモンズ」です。けれども最近、農山村の環境破壊や地域社会での人間関係の希薄化を憂える研究者たちの間で、近代の個人主義や市場中心主義を克服・矯正する運動の目標として、「入会」や「コモンズ」という言葉に、哲学的な「共」の理念を負託してスローガン化するケースが屡々見られます。この場合、元来は「ある」又は「あった」姿を示すはずの言葉が、論者の思想・メッセージが籠もった「あるべき」社会構成単位、の意味に転用されているわけです。

しかし「入会」についていえば、農林経済学と法学の分野には、農林業生産力と制度の変遷に関する実証的研究の蓄積が沢山あります。「入会」を論ずる人はまず、この研究成果を客観的に押さえておくべきだ、と私は考えます。

ある社会との関係の捉え方を見ると、研究者によってスタンスがかなり異なります。この違いが気になりましたので、解釈が独善的かもしれませんが、主要な論者の議論の枠組を比較検討してみました。これが報告の後半です。


出版物の紹介
「国民と森林」91号で紹介
「わたしの消費者運動」
野村かつ子著
出版社 緑風出版社
定価 2,800円+税

区分そのものは八〇年を以て一応終結し、むら山は原則として民有地第二種に編入されました。ところで八八年になると市制・町村制が公布され、引き続いて全国の町村数をほぼ六分の一に縮減する大規模な町村合併が行われました。これにより入会林野の地位は大影響を受けました。まず、「むら」の法律的性格ですが、これまで学問的には「総合的実在入会」といわれる曖昧な存在でしたが、はっきり公法人へ移行し、それによりむら山は町村の専属財産になりました。けれども、町村合併の結果として実際に公法人の地位を得たのは新町村で、殆どの「むら」は非公式の「町村の一部」(通称「部落」)になってしまいました。それに伴い、「むら」すなわち入会集団のメンバーが行使する入会権の地位も変化したわけですが。

二二〇世紀前半の入会地利用の推移と部落有林野の整理統一

さて二〇世紀初期の入会地利用の様相ですが、当時は入会地から採取する草は、米の増産に不可欠の肥料供給源でした。硫安等の化学肥料が普及したのは、昭和初期以後のことです。他方木材の商品化が進んで、造林への関心が急速に高まりました。そのため、林野に対して各種の利用が輻輳し、関係者間でしばしば利害の衝突が起こりました。

そこで明治末期から、入会林野に対する近代化施策が開始されます。施策の目的は、入会地の管理体制を整えて各種の利用を集約化し、その

説です。結局、一九〇三年の大審院判決が第三の説を採用しました。そこで以後この解釈が定着したわけですが。ところで土地官民有区分の性格に関して、法学者の間には、「所有の確認」説と「所有の形成」説と、両説があります。確認説は、版籍奉還の結果領土の支配はなくなったわけだから入会山は実際の利用者だった「むら」の所有地になるのが当然だ、と考えます。この考え方が公権説の根拠になりました。もう一方の形成説は、官民有区分は新しく所有者を決定する措置だったわけで、従って従来その土地の上で行使されていた入会利用の關係は影響を受けない、と主張します。それ故、「むら」が公法人化したかどうかとは無関係に、入会権は存続することになります。この考えが私権説の根拠になっているわけですが(従って官有地に編入された林野も国有林でも入会権は残存するはずだ、という主張にも繋がります)。

当時の政府の内部で、公権説に固執したのは内務省でした(戦後は自治省)。農林省には当初から入会集団に対する若干の気配りが見られましたが、昭和初期の農業恐慌以来、この農林省路線が表面化するようになりました。すなわち三二一年には、整理に際しては「私法的手続き(入会集団内部の意思統一)」にも留意するように」と通達が出されました。また在野の法律家の間でも私権説に賛成する空気が広がり、四三年には戒能通孝の名著「入会の研究」が刊行されました。これを契機に、戦後急速に私権説が

れによって新規造林に充当する土地を捻出することでした。その主軸である部落有林野整理統一事業が、一九一〇年に始まりました。事業の内容は要約すると、①町村合併後も旧村すなわち部落が手放していなかった入会の権利を放棄させて、旧入会地を町村の直営に移すこと、②その上で、合理的な土地管理区分を行って経営を充実するように指導すること、でした。しかし実際には、無条件統一という当初の計画の通りには捗々しく進みませんでした。そこで一九一一年以後は条件付統一(一部離権・分収造林設定など、中には名目だけの統一も)をも容認する方針に転換します。以来、数字上の実績は格段に伸びました。統一事業は三九年に打ち切られますが、それまでの実績は、無条件統一が五九・六万町、条件付統一が一四〇・一万町、離権(私人へ譲渡)が四〇・九万町でした。

三 入会権に関する公権説と私権説との対立

さて、部落有林で行使されてきた入会の権利の性格に関して、公権説と私権説との二つの学説が対立しています。入会の権利は、私権説によれば民法物権編にいう入会権そのものです。しかし公権説によれば、町村制九〇条の規定にある「旧慣使用権」だということになります。旧慣使用権であれば、それを部落の住民に付与するかどうかは、当事者たる部落入会集団の意思に拘わらず、町村の裁量で決めることができるわけですが。

農林官僚の間で普及します。こうして、私権説に立脚しながら、入会的林野所有(すなわち部落有林野)を整理して権利関係を近代化する、という施策が再起動されたわけですが。

四 戦後農山村における経済構造の変遷と林政

公有林野調査会の調査によると、五五年現在で部落有林野は二二〇万町と全森林の一割近くを占めています。但し人工林率は一四%で、当時の全森林平均二二%に比べ著しく低い数字です。すなわち概して粗放利用の状態にあります。また部落有林の所有名義は様々ですが、登記簿上何らかの私有名義のものが七割を占めました。そこでこの実態を踏まえて、人工造林地の拡大という当時の国策に沿うために、入会關係を整理した上で私有林経営を確立する、という政策が打ち出され、部落有林野対策協議会を設置して検討を行いました。その成果が、六四年の林業基本法、六六年の入会林野近代化法に結実したわけですが。

ところで、これらの施策で権利関係近代化の対象になった林野には、ほぼ次の三つのタイプがあります。第一は、整理統一を免れた入会林野(慣行共有林野)で、大抵は部落の単数ないし複数の代表者による記名共有の名義になっています。第二は、条件付で市町村に統一された林野であって、実質は入会地に間違いないと町村長が認める場合です。第三は、五五年前後に進

他方、民法は一八九八年に施行されましたが、物権編の中に「入会権」の規定があります。すなわち入会権は私権であると明示されているわけですが。なお入会権に関しては二つの条文があります。その一つは二九四条で、第三者が所有する土地に対する入会の権利を規定しています。これを地役入会といいますが。その立法の意図は、地主の土地囲い込みに対して入会農民を保護することにあったと思われる。もう一つは二六三条で、利用者である「むら」入会集団が同時に所有者でもある状態の下での入会の権利のあり方、を規定しています。これを共有入会といいますが。共有入会では、登記制度をクリアするために様々な名義で所有登記されることになりませんが、いずれにしても登記簿上の所有は形式的であり、実際上の意味をもちません。両条とも冒頭で、入会権が準拠するのは第一義的には「地方の慣習」だと明記していますが、それは、運営の規範である部落の「慣習」の存在が裁判所で認められれば慣習は登記名義を上回る権能をもつ、と公認したことを意味します。

この民法を受けて九九年に不動産登記法が施行され、登記対象となる不動産の種類が列挙されました。ところがなぜか入会権は登記の対象に掲げられませんでした。そこで以後暫くの間、入会権の登記に関して三つの解釈が鼎立しました。第一は登記可能とする説、第二は登記不可能であり従って第三者に対抗するすべはないとする説、第三は、登記は不可能だが入会の慣習が証明されれば第三者には対抗できる、とする

行した昭和町村合併の際に、一旦新市町村に吸収された後に還付された林野で、受け皿の設置が必要になったケースです。「なお自治省は公権説に固執し、第二のケースでは「旧慣使用林野」としての整備を要求し、近代化法にも「旧慣使用林野の整備」の条文が付加されました。しかし実績は、全整備面積の僅か五%でした。」さて近代化ないし入会林野の整理解体という言葉ですが、法律的には、当該入会の権利が私権として存在することを前提にして、地役入会の場合は、消滅させて各種の地役権に転換すること、共有入会の場合は、入会権者が名実を伴った所有者になることを意味します。念のため確認しておきます。

このように基本法と近代化法とによって入会林野の利用再編が推進されたわけですが、その経済面の本質的な契機は、採草・薪炭需要が激減する半面で木材需要が増大し、そこで森林資源の造成を目指し急テンポの拡大造林が始まったことにあります。これに対応して、法律は次のような経営近代化のビジョンを提示しました。経営の担い手として重視されたのはまず、自立した家族経営林家(または農林複合経営)でした。戦中・戦後になると大多数の入会林野はすでに自然的な解体過程に入っていました。意欲と能力のある担い手のもとへこれを意図的に組織再編して、生産力の充実を目指したわけですが。そして具体的な担い手の形として、協業経営(生産森林組合・農業法人)と、家族経営の規模拡大に資するための個人分割、という二

つの方式が示されました。なおこの二つの方向ですが、部落有林野対策協議会の論議では分割論が主軸でした。しかし近代化法の国会審議の過程で風向きが変わり、協業経営論が有力になった、という経緯があります。

なお当時のもう一つの拡大造林の担い手は、五〇年代後半から、初めはバルブ企業が直接に、後には森林開発公団や府県の造林公社が手掛けた分収造林です。この場合も、分収契約をスムーズに締結するためには、地権者である部落を法人化して権利を明確な所有権に再編しておくことが、資本提供者にとってリスクを回避する意味で好都合だったわけですね。

五 入会林野近代化法と入会林野整備事業

さて林業基本法が描いた構造政策の目的ですが、要約すると、家族経営の基盤を強化しこれに基づいて農林業利用の高度化を図ることにありました。そこで政府は、家族経営の規模拡大のために、①入会林野の整備、②国有林への部分林(分収造林)の設定、という方策を示しました。けれどもその後経済成長がさらに進む中で、自立経営の下限の規模が急速に上昇しました。そこで入会林野の整備も、個人分割方式ではもはや対応が困難になります。その結果政策の指針の重点も、徐々に協業経営方式へスライドしました。

なお近代化法の骨子は次の二点です。第一に、入会集団の意思に基づき入会林野を整備します。

まず(警え内規で離村失権を申し合わせていても、法律上の拘束力はありません)。

七 地縁団体について

地縁団体の制度は比較的新しく、九一年の地方自治法改正に際して追加された二六〇条の二で規定されています。この条文により、従来の町内会・自治会等で市町村長が認可すれば地縁団体として法人格が付与されることになりました。団体の税法上の扱いは公益法人と同様で、収益があっても個人分配はできません。また構成員は地域の住民の全員であり、地域に居住すれば自動的に加入資格が得られます。地縁団体側は加入を拒むことができません。そして団体が解散すればその財産は市町村に帰属すると考えられます。現在すでに二・二万の認可地縁団体があります。このうち林野を所有する団体は今のところ少数と見られますが、近年、生産森林組を解散して地縁団体に転換するケースや、未整備の入会林野を抱える部落が認可を求めるケースがかなり増えています。

ただ、生産森林組を解散して財産処分する際には、生産森林組には譲渡所得税、構成員には不動産取得税が賦課されます。未整備入会林野の場合は、このような税負担はありませんが、生産森林組設立の場合と同様に、入会権解消の法的手続きをとらなければ、地縁団体になってからも入会権は存続するはずですね。これらは、地縁団体設立に当たり慎重に考慮すべき事柄です。

地縁団体による林野所有のメリットとしては、

すなわち権利者を所有者として登記します。第二に、経営を近代化します。すなわち整備の結果共有になった土地を分割して個別経営の基盤拡充に資するか、又は持分を出資して生産森林組合などに法人成りするか、どちらかの道を選ばせます。また近代化を支援する施策としては、知事による嘱託登記と登録税の減免の措置がありました。

近代化法に基づく整備の計画面積は、一〇年間で一八〇万haでした。しかし二〇〇四年現在の実績は五六・七万haに止まっています。この数字では、成功したとはいえません。なお整備の内訳は、分割が二三・一萬ha、法人成りが三〇・六萬haです。そして後者の九七%が生産森林組で、その平均規模は組合員数八八人・面積九九haとなっています。

六 近代化事業の停滞と生産森林組解散問題

但し入会林野整備事業に乗って設立された生産森林組は、中身の改革は何もなしに部落有林がそのまま横滑りした形式的な協業経営が殆どでした。その意味で屢々「入会的生森」と呼ばれます。しかも、その後現在までの林業を取り巻く環境の悪化は凄まじいものがあります。すなわち、①木材価格が低迷し林業が採算になり、将来の収益獲得の期待はすっかり萎んでしまいました。そして生産森林組は、圧縮された会計の中で、僅かの税金でもひどく負担に感じるようになりました。②さらに離村により組合員の絶

①近年注目されている近隣のコミュニティによる自治活動を支える拠点として役立つこと、②社会教育活動や都市住民とのミニ交流の場に使えること、が挙げられます。反面、この目的だけであればさほど大面積を必要としないはずですね。生産森林組の平均面積の割に相当する一〇ha程度あれば十分ではないでしょうか。それゆえ、法の趣旨に従って地縁団体制度を活用する場合でも、なお残る「入会的生森」ないし未整備部落有林の経営をどう活発にするか、という課題は依然継続することでしょう。むしろ、部落有林の一部をコミュニティのニーズに振り当て地縁団体に割くことにより却って、残る林地に対しては気兼ねなく協業経営体として活性化の方策を練ることができそうに思います。

八 「入会的生森」から協業経営(生産森林組)へ

いま生産森林組はひどく人気を失っていますが、その最大の理由は、私法人なるがゆえに事業活動の有無に拘らず法人住民税均等割が賦課されることにあります。負担額は通常年一五万円(県三万円・市町村一二万円)程度ですから、一見些細な事柄に映るかもしれませんが、林業が不採算で休業状態にある生産森林組は、この負担を非常に重く感じています。ですから、生産森林組の態勢を立て直すにはこれを減免する措置が不可欠と思われれます。減免の理由としては、森林経営活動は殆ど常に公益的機能を高める効果を随伴すること、を挙げるのが説得的でしょ

対数も漸減していますし、留村者も大抵がサラリーマン化しました。彼らは林業への関心が薄らぎましたし、また必要な林内作業を的確に実行できる技能を身につけていません。労働力共同経営という法的性格を有する生産森林組にとって、このような労働力の弱体化は致命的です。

こうして生産森林組はもはや収益事業体としての展望を見失い、近年は解散の勢いが加速しています。堺正敏氏の報告によると、九七年以来六年間に解散した一〇四生産森林組の解散後の森林所有形態は、地縁団体が四三で最も多く、次いで記名共有が二六、売却・分割が一九、その他団体が一五となっています。なおこのうち、記名共有の多くは入会の復活を意図しているのではないかと推測されます。しかし法律上は、合意の上で消滅させた入会権が復活することはありえません。このことは注意が必要です。

序でながら、(ア)未整備の入会林野、(イ)生産森林組所有林野、(ウ)組合解散後の記名共有林野はいずれも私有財産ですが、課税や持分の保全についてはそれぞれ得失があります。まず収益に対する課税の点では、(ウ)では事実上目こぼしされてきたケースも多いようですが、(イ)・(ウ)では、もはや入会権は消滅して登記名義は所有の実体と合致していませんから、収益があれば当然、(イ)では法人税、(ウ)では所得税が賦課されます。なお脱退者(離村者)については、(ウ)では、多くの場合は部落の慣習に基づいて無償で失権します。けれども、(イ)では持分(但し簿価)、(ウ)では持分(時価)の払い戻しを受ける権利があり

う。また減免の権限は知事と市町村長にありますから、条例を制定すれば可能です。もし諸般の事情で条理化が困難なら、予算措置により納付額を補償する手法もあります。すでに幾つかの市町村がこの種の措置をとっています。この点を一言した上で、生産森林組ないし協業経営の活性化の方向を要約して述べます。

伝統的な部落すなわち村落共同体では、構成員は平等に扱われますが、その半面個人の創意や活力を抑圧されて林地の生産力はあまり伸びませんでした。入会林野近代化の理念は、この状態を打破し、各構成員を適材適所に配置することによって、各人の能力の発揮と組織の活性化を実現し、その力を地域の振興に結びつけること、だといえます。そしてそのための方策は、従来の入会権を改めて各自の財産権に置き換え、その上で経済的・社会的地位の向上のために収益事業体Ⅱ林業経営に再編成して、地域資源の活用を効率的かつ集約的に達成することでした。そのためには、まず経営の目標を明示し、それを達成するには構成員の主體的な格段の努力が必要であることを確認した上で、①去就は各人の自由に委ねる、②傘下の森林資源の状態を踏まえ、生産力・収益性の見地から協業事業体の枠組をつくる、③協業への参加者に対しては、各人の意向と資質を勘案して事業への関わり方を明確にする、④以上の諸点を調整して事業体を組織する。このようなプロセスで事を進める必要があります。

また事業体組織化の目標としては、第一に①

適正な規模をもち、②専門的技術を駆使できる運営体制をつくること、第二に、地域経済、とくに地域住民の就労・雇用の場の拡大に貢献すること、が挙げられるでしょう。

ここに描いたように、真の協業経営として経営内の合理化を図るだけでなく、さらに地域全体を底上げするような外部効果を発揮する方向として、二つの道を例示しておきます。一つは事業の中心を施業から森林レクなどに切り替える場合で、民間事業体とも積極的に提携することにより、大規模の事業や多角的な事業の運営能力を獲得し、収益性の向上を実現する方向です。但し現行の森林組合法の規定はそのような事態を想定していませんから、規制を思い切った見直す必要があります。もう一つは所有森林が比較的小規模の場合で、対市場活動にはあまり携わらず、メンバーを質の高い森林施業専門の作業集団に仕上げ、森林組合等と連携して地域の育林を担ってゆく方向です。その場合所有森林は、外部に対する展示と、メンバーの作業研修の場の機能とを果たすことになるでしょう。ともあれ、保有森林と協業メンバーの現状をしっかり自己分析した上で、経営の向かう所を明確に打ち出して、機動力のある組織をつくり、メリハリの利いた運営を行うことが大切です。

九 コモンズ論の考察—土地法制と経済体制の見地から

ここでコモンズ論に移ります。コモンズという言葉は元来、入会地ないし入会のシステムの

意味です。私は、自然資源とそれに関わって共生する人々とが作り出す地域空間、と定義したいと思います。従ってコモンズ論の主題は、まず①土地法制とコモンズ論の位置づけ、次いで②コモンズの管理主体と組織運営、ということになるでしょう。

コモンズは本来、各国・各地域の歴史の中から生まれた即目的 (an end) かつアプリオリな存在であり、その構成員の共生の営みを律するのは、もっぱら「共」の律法です。そして現代のローマ法体系系の中にあつて、異質的なこの「共」の領域を認めたいが入会権です。ただ日本の場合は、登記ができないという点で入会の権利は限定的です。もし民法制定時に、当局者が「共」による統治を十分に認めようとしたのであれば、共有入会は所有権と、地役入会は地上権と、それぞれ同列の権利として登記できるようにすべきでした。

ローマ法に基づく法制では、所有形態には「私有」か「公有」かしかありません。しかしコモンズ論者たちは、「共」すなわち「総有」という第三の所有形態が現在或いは近い過去に存在したことをとりあげて、「総有」にも同列の市民権を賦与せよと主張されるわけです。

さて「総有」とは経済的には、当該土地の産物の部落内での自給自足の姿を意味します。さらに、もしあらゆる生産手段が部落の総有に属するとすれば、内部の社会的分業を伴った完全自給自足の共生社会、すなわち「原始共産制」が現出するわけです。ところで一部のラディカ

一〇 コモンズ論の新展開—ガバナンスの見地から

ところで近年、研究者の多くがコモンズを自然環境の保全と結びつけて論じようとしています。例えば生態学者たちはコモンズを、自然システムとそれを文化化する人間(共同体)の営みとが重なり合う領域、と捉えます。代表例として挙げられるのは海辺や里山です。この見解は、歴史的・即目的に存在するコモンズの構成員による共生の営みが、「結果的に」地域空間内の環境の保全という社会的役割を果たしてきた点に、着目し評価するわけです。けれども、上記の林野利用の変遷が示すように、経済環境が変化し「文化化」の中身が変れば、当該自然システムに対する社会のニーズは変動を免れません。他方、従来と違った自然環境の保全を求める外部的要請が発生した場合、伝統的コモンズの内部システムの調節のみでそれに対処することは、通常は困難と思われる。ですから社会のニーズを受けて様々な自然環境を考察対象に取り入れる限り、それぞれ目的に適ったコモンズの組織と運営、すなわちガバナンスのあり方へ、考察領域を拡大する必要があります。

井上眞氏(著書「コモンズの思想を求めて」など)も、コモンズ論の課題の一つは環境ガバナンスだ、と述べられます。しかし氏は、カリマンタンでの仔細な観察の結果、次のように提案されます。伝統的コモンズの枠を前提にした営みでは、地域空間の環境をいわば社会的に望

まれる水準の保全状態へ導くことは概して困難と見られる。そこで「開かれた地元主義」と「かかわり主義」をキーワードにして、当該コモンズの構成員すなわち旧慣による権利者だけでなく、遠隔地在住の各種の専門家も含めて、関心を有する様々な人々に運営に参画して貰い、課題の解決に向けて総力を発揮するような形のガバナンスが必要である。こうして井上氏は、生態学者たちの限界を超える広い領域を導出されました。もっとも氏にとっては、現実の閉鎖的なコモンズに直面してそれを「開く」ことが課題であり、特定の環境機能のためのガバナンスが論点ではありません。けれども氏の構想されるコモンズが、即目的存在を脱して対目的 (fit with) 存在の色彩が濃いものになっていることは確かです。

これに対して宇沢弘文氏(著書「社会的共通資本」など)のコモンズ論は、より明瞭に對目的存在という観点から構成されています。氏のキーワードは「社会的共通資本」であり、事例を列挙しておられます。私なりに整理すると、その内容は次のように分類できそうです。第一は、都市・農村の隣保自治組織すなわちコミュニティ、いわば「隣保コモンズ」です(その地域空間は伝統的コモンズとはほぼ一致)。第二は、各種の自然環境に応じてその保全のために形成されるコモンズです。目的には景観・森林レク・里山管理等があります。これらは「環境コモンズ」と総称できるでしょう。なお範囲を広げると、地域の医療・教育・文化の関係施設を保全

ルなコモンズ論者は、世界の環境破壊の元凶はグローバリズムであり、それは「市場信仰」の究極の姿である、と考へ、これに對抗する思想をコモンズに求めます。そして市場を徹底して拒否した際に現れる経済の姿は、自給自足の社会です(これは「市場」のない社会ですから、経済財と公共財という区別もありません)。この姿がコモンズの原型と考えられます。私の若い頃には、近畿地方でも奈良県の奥地にそのような部落が実在しました。一方、平場の「むら」の経済は、すでに徳川後期には農家生活の一部に商品経済が浸透しており、また米本位の経済に強く影響されて、自給自足の原型に照らすとかなり崩れていました。況して現在では、内面の求道者的な禁欲または指導者による苛烈な統制がなければ、自給自足は成り立たないと思います。論者が主張に説得力をもたせるには、グローバリズムを阻止する一線をどう引くのか、を具体的に提示すべきでしょう。

歴史に「もし」はないわけですが、仮に登記法制定の際に入会権を登記の対象にしていれば、その後の事態は全く違ったことでしょう。当然権利としては安定したと思われまます。けれども反面、土地利用の様式はあまり変革を受けず、生産力は低位のまま推移したのではないでしょう。しかし現在、法改正して総有を公有・私有と同格の登記可能な権利と認めよと主張しても、実体的根拠はすでにありませんから、説得力は乏しいと思います。

する集団も、第三のコモンズと見られます。これらはいわば「施設コモンズ」です。

ここで宇沢氏の課題は、社会的共通資本に属する特定の環境機能の保全をテーマに取り上げて、その管理すなわちガバナンスを考えることにあります。氏にとっては、特定の機能を社会へ供給する際に関係住民が享受する(コストを差し引いた)「純福祉」を高めることが目的です。コモンズの数や規模は、目的達成のための手段、いわば変数と位置づけられます。すなわち、目的に最もよく適うようにコモンズの編制や規模や内部組織を設計する、という課題設定です。これに対し井上氏の場合は、コモンズが出发点にあり、コモンズによる各種機能の供給量が目的関数、「かかわりをもつ人々」が変数です。ここに両氏の前提の相異があります。

ともあれ、伝統的コモンズの議論は鋭い問題提起の半面現状告発に偏りがちでしたが、ガバナンスに重点をおく井上氏や宇沢氏の立論は、目的とする(すなわち社会が要求する具体的な)機能を明示して給付計画を立てる、というオープンな「新しいコモンズ」論へ展開する道筋をつけました。私はこの点で両氏の業績を高く評価します。もっとも宇沢氏の議論は、コモンズ論というよりも地域環境計画論に属するかも知れません。

ここで、広範囲の地域住民の即目的な共生意識を支えられた「広域空間」の構想を描いてみましょう。日本の場合、その契機と目されるのは、生活用水の殆どを河川水に依存するという

独特の土地柄です。この上下流の共生意識は、ここ半世紀の間にかなり根を下ろしました。その結果市場経済の領域でも、域内で進展した都市・農山村間の社会的分業を前提に、とくに食や住の分野で「地産地消」の流通が構想・追求されるようになりました。なおこの広域空間の標準的な規模は中規模河川の流域（一五〇〜二〇万haで人口四〇〇〜五〇万を想定）であり、林野庁の「流域林業」構想にはば重なります。他方様々な環境コモンズ・施設コモンズが必要とする地域空間は大抵、この広域空間の内部に納まると思われまふ。その意味で、この広域の纏まりを比喩的に「広域コモンズ」と称しても差支えないでしょう。そして、広域内のあらゆる資源・環境を全体として捉え、市場・非市場の各分野の活動を調整し再編するような管理運営の活動、が「広域ガバナンス」です。

広域ガバナンスの対象は、環境保全だけではなく、地域特性を生かした生活・文化の創成、換言すれば経済財を含む地域資源全般の使用価値実現のシステムです。またそのようなコモンズ概念の方が、原型たる自給自足経済の拡大版としての広域コモンズに相応しいのではありませんか。内部における経済財部門・公共財部門を通じた適正な資源配分も、エコマネーを補助的に使用するなどの工夫により、実現の可能性が高まると思います。

なお複雑なシステムに方向を与え運営するには、当然「地域（ないし広域）理念」を掲げる必要があります。「生産力の発揮に向けた資源・

環境の合理的活用とゼロ・エミッション」などが広域理念の一般的・抽象的な表現になるでしょう。但し、森林・木材の側面からそれぞれの広域を特徴づける具体的理念を探ると、広域内の中核都市における住文化、より具体的には街づくりのコンセプトを確立すること、などが重要な項目になると思います。

以上を要するに、集落という狭い地域空間に閉じこもった伝統的コモンズの中での議論を止揚し、環境機能発揮に目標を据えたガバナンス論を通して、もう一度「現代に相応しい地域共生」という即目的色彩が濃い広域コモンズのビジョンによって締め括る、このような総体的な視点が要請されるのではないのでしょうか。そうであってこそ、ガバナンス論の成果が内容豊かな「新しいコモンズ」論として結実するだろう、と私は考えます。

一一 コモンズ論と「協業」・「協同」論

最後に一言します。この報告では、入会林野の利用内容が採草から造林へ大転換した現在、林野利用に関わる伝統的コモンズの解体はもはや不可避だ、と結論しました。

経済の発達に伴い個人は共同体から解放されて自由を獲得します。これはプラスの面です。けれどもその反面、商品経済に隷属を余儀なくされます。そして商品経済の論理的帰結として、社会体制は、産業資本主義から金融資本主義へさらに情報社会へと進み、同時にグローバル化が進展します。そしてモノによる人間の支配が

とめどなく深化します。その進行を止めるためには、産業資本、換言すればモノ作りの衰退を防ぎ、その活力に依存することが不可欠でしょう。そして農林漁業の場合、産業資本に相当するのは自営の小商品生産者です。ゆえに小商品生産者の地位を確立することが最も重要です。

そのための手段として適合するガバナンスの形態が「協業」「協同」だ、と私は考えます。それは、ある地域の中小の自営商品生産者が自らの経済的利益を守るために行う自覚的な相互協力のことです。すなわち、平等な立場の構成員の自治・自助、という「協同組合原則」に立脚した管理運営により、大資本に対抗して、個人の尊厳と生活の安定を確保するわけです。

ここでは協業論・協同組合論について詳しくは述べませんが、この課題に関して、従来農業経済の分野では長い研究と実践の歴史があります。林業の分野でも、農業ほどではありませんが、蓄積は貧弱とはいえません。「協同」に相当するコモンズ・「共」の精神として、井上氏は「協治」を、宇沢氏は「構成員からの信託」を強調されますが、「協同」との間の決定的な違いは何か、もう一つ明快には識別できません。コモンズ論・ガバナンス論の論者は、従来の協業の研究・実践の成果を議論の深化にどう生かされるのでしょうか。この点への言及が乏しいことは、些か物足りません。さらに見解を開陳していただければ幸いです。

(元)

公開講座の記録

木材流通・加工の問題点

新築住宅着工戸数を一六年の数字までを見ると、平成九年は消費税の二%アップという年で、駆け込み需要があつてかなり伸びた。それ以降だいたい一二〇万戸前後で推移し、昨年も一八万九千戸でほぼ平準化されており、一二〇万戸が定着していると考えられる。その内、木造率も一四年度は低かったが、だいたい四五%で推移している。

2×4住宅については、近年非常に勢いで伸びてきている。

住宅建設需要の見通し

住宅建設需要の見通しは、国土交通省その他の推計によると、わが国の人口が平成一八年はピークに達し、世帯数のピークは平成二六年で四九〇〇万戸。したがって平成二五年頃からは一二〇万戸は夢になって、一〇〇万戸を切る住宅新築着工になるのではないかと予測されている。

これに対応して、木材供給はどのように推移

して来ているかを見ると、だいたい九〇〇万立方尺前後で推移している。平成一四年度を底にして、用材の供給量は一五年、一六年と若干伸びてきている。特に、国産材の自給率に注目して欲しい。平成一四年の一八・二%を底に、一昨年、昨年と少しずつ上昇してきている。もちろん生産量も増量になっているし、用材合計の供給量も増加している。全体の増加の中で、自給率がやや回復してきた。私たちは、この一四年・一五年が国産材供給の底になるのではないかと、後はじわじわではあるけれども伸びていくのではないかと予測している。というのは、特に米加材（アメリカ・カナダ材）の輸入がかなり減ってきている。一つには昨年、一昨年とアメリカの好景気に支えられて、カナダは日本向けよりもアメリカ向けに生産している。アメリカ国内も、国内向けをより重要な市場と考えていた節がある。したがって、米加材の日本における市場が縮小してきたことが考えられるのではないかと、それを補ったのが、北欧からのホ

角谷 宏 二

(全国木材組合連合会 常務理事)

ワイトウッドを中心とした集成材原料で、これがかんりの勢いで伸びてきている。

以上のような国産材あるいは木材需給状況の中で、品確法（住宅品質確保の促進に関する法律）が平成一四年に施行された。品確法の目的は、一〇年間の瑕疵保証、性能表示制度の確立、紛争処理体制の確立の三点がこの法律の柱になっている。

なんと言っても、住宅材料としての木材の利便性を図るということになれば、一〇年の瑕疵保証責任に建築される方は、非常に重きを持つて見ている。そのために、どういった材を供給すればいいのか内部で大変検討の対象になった。性能表示は、まだ市場では完全に定着していないが、徐々に新築住宅の性能表示制度による、性能のランク付けをした住宅が販売され、あるいは建築されているということで、これに関しても木材が不利にならないように、木材を使うことによってランクが上がるような方向にならないかということ、どのような材料を提供す

ればいいかということの一つの指標になっている。

木材価格は値下がり

木材価格は、いずれも大変な勢いで値下がりしている。平成七年に比べて平成一五年は、スギの立木は四一%にまで下がっている。一〇・五%角でも二五%の低下、七五%になっている。ヒノキはやがらばっている、とは言っても立木は五二%でしかない。米ツガは、健闘はしているけれどもかなり値下がりしている。これだけでは必ずしも十分に説明できないが、例えばスギ製品を見ると、原料(立木)の部分に全てのしわ寄せがいつていることが言えると思う。原料価格を抑えることによって、製材・流通は何とか成り立っている。値下がり分は全部立木に被せていることがわかると思う。これは極めて平均的な数字を採っているから、今スギの立木が四、八〇〇円といったら、そんなに高くはないよとある人に叱られたが、もっとも安くなっていると思われる。

製材工場は急減

木材供給を担っている木材産業の状況を見ると、プレカット工場は毎年調査しているが、集材工場は木材流通構造調査しかやらないので、平成一三年の数字を使った。

製材工場は、毎年急激に減少している。平成一五年には一万工場を切って九、八〇〇工場になっている。一時は三万工場ほどあったが、い

まや三分の一以下に減少している。

合板工場についても、南洋材(ラワン材)の入荷がいろいろな原因で困難になってきていることもあって、集約化が進み工場数も減ってきている。

プレカット工場は、順調に伸びてきている。流通業は、構造調査でしか出てこないのが、一三年の数字しかないが、これも大変な勢いで減少傾向にある。ただ、木材の市況市場は流通業に比べてそれほど減っていない。これは原木の流通に関して、生産のロットが小さいこと、それを集荷して分別して、地元製材工場に分配する役目が原木市場にある。したがって地域的なものもあるが、余り減らずにここまできている。減っている数字の多くは、町場にある製品市場の減少が大きいようだ。

木材流通の経路を、平成一三年の木材流通構造調査の数字をもとに当てはめてみた。これは原木出荷、製材工場、需要者側である大工・工務店・建設業者側の三者しか調べていない。だいたいこういう流通をしている。

プレカット工場は、平成一六年度末で九七一工場(プレカット協会調)ある。プレカット工場が生産するプレカット材の、木造住宅に占めるシェアは約六二%といわれている。もはや完全に、木材流通の一部門になっている。もう一つ特徴的なことは、プレカット工場は木材業界からプレカット工場にいく人と、住宅建築からプレカット工場をやる人と、全く関係のない人がプレカット工場を始める形もある。い

というようなことがある。我々もやきもきしているが、そういう交渉条件の中にあることを理解されたい。

もう一つ、世界的な潮流だが、WTOは国際条約だから当然のことながら一国一票で、途上国がいろいろな同盟を作ったり連合を作って、投票に持ち込まれると高度な製品を輸出する側の理論よりも、農産物などを輸出する側の理論の方がどうしても強くなって、なかなか合意を得られない。そういうことで最近、自由貿易協定(FTA)交渉が盛んになってきている。これを最初に始めたのはアメリカのようだ。これは二国間協定なので、お互いの関税問題は二国間で決めるといので、各国で自由貿易協定が成立している。わが国は、すでにシンガポールとメキシコの間で締結されている。現在、マレーシア、韓国、タイ、ASEAN諸国との協議が煮詰まってきている。しかしこれも、いろいろ問題を抱えている。今マレーシアと交渉しているが、違法伐採問題がないとマレーシアは言っている。インドネシアは、インドネシアの丸太がマレーシアを経由して日本に輸出されている、けしからんと言っている。日本はマレーシアの言い分を必ずしも信用しているわけではなく、インドネシアの主張を信用しているわけでもないが、マレーシアに対してきちっとした態度を取ることを条件にしている。マレーシアは違法伐採がないと主張している手前もあってよい回答が得られない。その他、自動車の問題があるなど前に進んでいない。韓国は、他のところ

わば木材流通の中に自由に入るといふか、何のしがらみもなく参入できるのはプレカット工業ではないかと感じている。木材流通はある意味で固定して、なかなか変動がないが、プレカットだけは自由に参入できるのでhないか。特に今までは木材なんか利が薄いから扱わなかった建材メーカー、建材流通の方々が入ってくる。あるいは商社系の企業が入ってくるというように、この部門だけは非常に伸びている。現実には、各工場とも受注残が二ヶ月平均は常にあるという状況が続いている。しかしまた一方で、つぶれている工場があることも聞いている。それはなぜかという機械が古い、生産性が低いことから撤退している。

木材貿易と国際関係

貿易に関する国際的な枠組みとしてはいろいろあるが、一つはWTOの問題がある。これは貿易の拡大のために、関税の一括引き下げを実施しようとする国際的な枠組み交渉が続いている。二〇〇三年にメキシコのカンクンで、WTOの国際枠組みが条約として合意できるということに精神的に交渉された。我々政府交渉団の応援としてカンクンまで行ったが、途上国が一括引き下げのようなやり方には断固反対するという要望があって、結果的には合意ができません。関係会議が流れてしまったという経緯がある。昨年はホンコンで開催する予定であった閣僚会議で、枠組みを決定すると言われていたが、イラクの戦争など国際情勢の変化があって、閣

ろで問題があるのでストップしているようだ。タイとは、コメの交渉が決着するまでしばらく時間がかかるのではないかと思われる。そういうことで、FTAはなかなか前に進まない。

FTAは、自由貿易協定のことである。Economic Partnership Agreement (EPA) いわゆる経済協力協定の中の貿易に関するもの。

AFPは、アジア森林パートナーシップと言っているが、主としてインドネシアの森林の違法伐採を含めて、森林の回復を目的とした国際的な協力体制。これには三つの目的がある。一つは違法伐採撲滅のこと、もう一つは森林火災の防災技術の協力、三つ目は収穫後の森林の荒廃を抑えて森林を還元する技術協力なり資金協力。これらを柱としてAFPは進められている。要するに、協定による技術・経済協力の枠組みと訳したらいいと思う。

違法伐採の問題

いま一番ホットなニュースとして、大きく取り上げられようとしている。全木連は、平成一三年から検討委員会を設けて検討している。我々も林野庁も、NGOとか消費者団体と直接対話することはなかったが、違法伐採検討委員会は全木連が招集して、NGO・消費者団体・学識経験者・商社・木材産業界関係者を委員にして、違法伐採問題の検討を行ってきた。その議論の中から、全木連としても木材業界として何らかの態度表明すべきだと、検討委員会からの要請

僚会議を見合わせた。今年再びホンコンで行われる予定第六回閣僚会議で、新しい関税引き下げ方式が決まるのではないかと言われている。わが国の場合、関税がかかっているのは、主として合板で高いものでも六・五%ぐらいで、他の木材製品はほとんどかかっている。一部FPSにかかっているが率的にはいたしたことはない。合板の関税も、例えば農産物の米やコンニャクなどに比べれば極めて低いが、木材業界にしてみれば一種の象徴的なもので、この枠をはずすと全て関税が撤廃されてしまうことになる。そうでなくても、昭和三六年に木材の貿易を自由化したときに何らの制限もつけずに、全部入ってしまったという痛い経験を持っているから、我々としては少なくとも合板の関税は守りたい。ゼロにはさせたくないということは一生涯懸命に交渉の手伝いをしてきた。しかし残念ながら林産物は、他の鉱工業製品と同じグループになっている。農産物と非農産物品としてことで交渉している。木材は非農産物品として自動車や家電製品などと一緒になっている。一括して協議しているのだから、林産物は農産物に近いから別にしてくれとは言えない。林産物と水産部とは全く違うと言っても、国際的には非農産物品になっていて、余り議題にもならないのが悲しいところだ。主導権は鉱工業製品が握っているから、鉱工業製品の貿易が有利になるような交渉はしたとしても、林産物についての交渉はあまりスポットが当たらない。逆に言えば、全体の中に埋没されてしまっって主張が通らない

もあり、平成一四年に「全木連声明」を出した。それは違法伐採材を拒否する、違法伐採と疑われるような材については慎重に取り扱いたい、ということをも木材業界に勧告した。

違法伐採の国際的に認められている定義は、「当該国における法律、規則に違反して伐採され、輸出されたもの」となっている。ところが違反しているだけでなく、森林の持続的経営、サステイナビリティを乱すものも違法伐採に入るべきであると考える人もいる。そのように考えると、非常に幅が広がって多くの材が違法伐採になることも考えられる。例えば、日本の森林から出てくるスギ、ヒノキも違法伐採材に該当するものが十分にでてくる可能性がある。

自民党に違法伐採問題対策検討チーム（小委員会）を設置して、自民党として検討を開始した。今年の七月にイギリスでサミットが行われる。イギリスは元もと非常に違法伐採なり、環境問題に真剣に取り組んでるが、ブレア首相自ら違法伐採問題に踏み込んだ発言をすることがわかってきた。日本としても、それに応えるべきだということが内部で検討された。サミットで具体的にどういう案を出すか、小委員会で検討する。林野庁でも違法伐採対策検討室を設けて、提案する内容を検討している。これも二つ考えられている。一つは、政府調達方針の設定。これは現実にはイギリスで行っている方式で、政府が購入して使う物については合法伐採材であることを明記して購入する。もう一つは、二国間協定による貿易管理。これはEU各国が検討

森林吸収源一〇ヶ年対策は、①健全な森林の整備②保安林等の適切な管理・保全③森林づくりに多様な主体の参加④木材・木質バイオマス利用の推進の四本の柱からなっている。いずれもこれから金をかけて推進しなければいけないものばかりだ。

環境税（仮称）への期待

昨年、環境税の問題が出てきた。環境税は環境省が言い出して、地球温暖化対策を具体的に実施するためには、環境税を創設して、その対策の一部に充てるべきだというのが趣旨だ。昨年は自民党の税調で継続審議になり、目の目を見ることがなくお蔵に入れられている。今年も環境省は環境税を持ち出すし、林野庁も一緒に環境税の創設して、その一部を森林・林業・木材産業にも回して欲しいと要望している。しかし、産業界からは非常に強い反対があつて、こういう時期に増税することは政策的におかしい。むしろ減税すべきではないかと主張している。また、化石燃料にはたかさんの税金が課せられている。だから産業界としては、たかさんの税金の中から一部を森林に回してもいいんじゃないかという意見もあるようだ。税金の使い方はリジットにできていてなかなかそうはいかないというので、新たな税、環境税を創設する方向で検討している。

グリーン購入法

グリーン購入法は六年ほど前に制定されてい

している方法で、フレック（FLEG）と言って森林法の執行体制の強化をどうするかということも国際的に検討している。フレックというのはForest Law Enforcement & Governanceで森林法の執行能力向上のための方策と訳せる。そういう国際会議なり国際的な話し合いの中から出てきたのが、二国間協定による貿易。例えばフランスとインドネシアならインドネシアが協定を結ぶ。協定の内容は、インドネシアがフランスに木材を輸出する場合には、合法性の証明書を付けなければ輸入を拒否するというもの。日本では、貿易管理令を発動することが必要になるかと思う。しかし、貿易管理令の発動には問題がある。特にWTOの精神に反するとの議論もあるので慎重にやらなければいけない。

政府調達法は、政府が決めればいいので、日本としては政府調達方式を採用する方向で検討している。先ほど言った、国産のスギ、ヒノキも違法ではないかが問題になってくる。日本には森林法に基づく、施業計画を市町村長が策定して、各森林所有者が自らも守って守っていく義務が課せられている。それは法に基づく規則だから、自分が作ったと言っても、施業計画通りでなければ本来なら保続もできないし、サステイナビリティも守れないはずだということになる。施業計画に書いてない方法で伐採したり、再植林しないところもあるので、本当にサステイナビリティが守られているのかどうか、日本の国

産。[国等による環境物品等の調達に関する法律]。これは我々小さな循環と言っている。大きな循環は森林・木材とその利用、最後はバイオマスからまた炭酸ガスに戻って循環するといふ大きな循環に対して、グリーン購入法は単なるリサイクル、せいぜい一回の二回のサイクルで環境物品を使おうという趣旨だ。私たちは、そうではなく大きな循環でやるべきだとの考えで、木材は全てグリーン物品だと主張しているが、なかなか受け入れられていない。現在受け入れられているのは、間伐材による製品がグリーン商品として登録されている。そのほか、公共工事に関して言えば間伐材の製材、間伐材が10%入っている集成材、合板、LVLはグリーン商品に認定されている。

ダイオキシシン問題

ダイオキシシン特別措置法が五年前に制定された時、廃掃法も改正され、木材工業は端材やパークを燃やせなくなりました。いままです場場の近くの小さな焼却炉で燃やしていたのが禁止され、その処理のために高い金を払って廃棄物処理業者に持っていくかさなければいけないことになった。特に山元の工場は、高いコストがかかるので大ブリーングがあった。しかし、所沢のダイオキシシン問題があったから、一切煙を出せなくなりました。特に小さな木材産業が使うような、小型の焼却炉の規制が非常に厳しくなったので、これを何とか緩和して欲しいと働きかけてきた。つい最近、廃棄物と清掃に関

内ですら疑問になる。そういう問題点を抱えたままだが、政府間調達の方向を模索している。

環境と木材

京都議定書の問題は、最もホットな問題ではないかと思われる。地球温暖化防止対策として、わが国は一九九〇年に行動計画を発表している。その後一九九七年にCOP3で京都議定書の問題が提起され、それを受けた形で一九九八年に地球温暖化防止対策推進法が制定された。それに基づいて同推進大綱ができ、ロシアが批准したために二月一六日に京都議定書が発効した。これを受けて、京都議定書目的達成計画が現在政府で検討されている。これは基本計画とか推進大綱を見直して、実行可能な内容に書き換えたものだ。総合的な対策はすべてこの計画の中に載っている。その中で森林吸収源ということ、林野庁は「地球温暖化防止森林吸収源一〇ヶ年対策」を二〇〇一年に策定した。これを現在実行中だが、これはあくまでも木材供給・利用量が年間二、五〇〇万立方材を前提にしている。この二、五〇〇万立方材は、森林・林業基本計画では二〇一〇年の目標になっている。しかし、現実には一、八二〇万立方材しか伐っていないので、この供給量・利用量には達していない。ということは、三・九%の森林の吸収量はとうてい不可能という数字になる。もっとも国産材の生産が増え、国産材の比率が上がっていかねければ三・九%は達成できない。

する法律（廃掃法）の中にある焼却炉の規制が緩和された。お陰で製材工場の焼却炉が使えらなくなったのではないか。

東大の渡辺先生、目白大の林先生が著書で「ダイオキシシン神話の終焉」という著書でダイオキシシンは怖くないと盛んに言っているが、なかなか一般化しない議論になっていて、未だにダイオキシシンは恐ろしいと認識されているようだ。

室内環境問題

シックハウスを防止するために、一昨年建築基準法が改正された。改正法では、ホルムアルデヒドとクロロピリホスという化学物質について、かなり強めに規制されるようになった。クロロピリホスはまったく使えなくなっている。ホルムアルデヒドは、居室内ではゼロにしなればならないので、内装材にホルムアルデヒドの出る集成材や合板はほとんど使えない。先ほど品確法の住宅品質評価対象項目にもなっている。

もう一つVOCの問題がある。大気汚染防止法が昨年改正されて、揮発性有機化合物の排出を厳しく規制している。

国産材流通の姿

国産材には①生産が小規模分散的・被弾力的②原木市場・製材工場の規模小③国産材流通の硬直性④構造改革の必要性⑤生き残る小規模工場④問屋・仲買等の役割の変化などの実態があ

る。したがって問題点は、需要の低迷を受けて、価格が低迷、現場では建築コストアップに「対する森林へのしわ寄せ」ということで、各地域とも大変苦しんでいる。

木材業界に常に言っていることの一つは、売り手市場の思想が抜けていないのではないかと。プロダクトアウト・マーケットインの、マーケットインが足りない。常にプロダクトアウトしたら、それでおしまい。後は流通業界なり木材市場が適当に売ってくれるだろうという、売り手市場のビヘイビアというか、売り手市場の経営しかしていいのではないかとということが、一番大きな問題点だと思っている。

流通業界にはプレカットの進出が、大きなインパクトを与えているように思います。特に大都市の木材流通を担う仲買は、もはや木材の取扱量はごく一部で、あとはペーパーワークだけでプレカットから直接現場に行ってしまう、自分では木材をほとんど扱わない、扱っても口利きだけというような業界になってきている。

木材をもっと利用してもらうための問題点としては、①規格材、乾燥材供給の必要性②森林認証とラベリング③木材表示推進協議会④シックハウス対策⑤天然由来のVOCなどが上げられる。

規格材、乾燥材の供給は、JAS（日本農林規格）の中に製材のJASが規定されていて、二年前にJAS制度が一部変わった。ISOのガイド65という、国際規格を定める手順を定めたガイドラインがある中、今やISOがすべ

ている。わが国も認証制度を実施すべきだということ、一昨年日本型森林認証（SGEC）が設立された。日本には、明治以来森林計画制度がある。その森林計画を活かすサステイナビリティを確保し、かつ持続的森林経営を行うための方策はどうかということ、SGECができていいる。現在のところ相互認証のために、例えばFSCとかSFIだとかPEFCと協議しているとは聞いていないが、世界各国は、それぞれ認証制度を相互乗り入れるための共通の基盤づくりを進めている。

SGECはまだそこまでいっていない。

これは3月の末に、木材表示推進協議会を立ち上げた。原産地とか樹種、加工品をラベルなどで明記する仕組みだ。森林認証については、すでに今いったような制度がいくつもある。品質規格を明示するためには、JASとかAQがある。それらはいずれも原産地とか樹種とか、どういう加工をしているのかは必ずしも明確に表示してない。原産地や樹種を明示するシステムを作る方針で始めた。これは、あくまでも自主的な組織による自主的な表示になる。農産物や加工食品については、原産地表示が義務づけられており、それに違反したら市場にも出せなければ売ることができないし罰則もある。木材にもそれを適用したらいかかという話が出た。そんなことをされたら、木材業者は違反が続出するというので、自主的に表示することに。原産地といっても、日本のスギ・ヒノキは日本と書くことにしているので大した原産地

で席卷しているので、良いか悪いかは別にして、ISOの基準に則って行かないと、国際的に品質規格を決める基準とはいわないという時代になってきている。そこで日本の農林規格（JAS）も工業規格（JIS）も次第にISOの規格に近づいている。少なくともISOの規格の決め方と同じ決め方、あるいは同じ評価のしかたをしなければ、国際的に認められないということ、日本農林規格も全面的な改定が現在行われている。

改正の大きな点は、規格品は生産工程や工場を事前に検査をして、合格品を生産させ、マークを付けて市場に出していたのが、ISOの規格では市場に出した後の検査に重点を置くやり方になってきている。

もう一つは、国がなるべく関与すべきではなく、第三者性が非常に重んじられる仕組みになっている。全木連は、JASの登録認定機関になっているが、国に登録して認定事業を行っている。今度は、登録はするけれども、国の事務を法律に則って代わって実施するのではなくて、登録認定機関が法律に則って自分のルールを作成して、その中で実施することになるので、責任はすべて登録認定機関が持つことになる。今までは、全部国の責任であった。そのように大改訂を行っているので、これがどのように着落するかは別にして、かなり大きな差が出てくるのではないかと思う。

もう一つ、木材に関してはAQ制度がある。製材JAS・合板JAS・集成材JASにのら

表示ではないが、外国から輸入される材は原産国名、樹種名を明確に書くことになる。樹種名の具体的な表示方法は、現在協議中だが難しい問題がある。これも原産地がトレイサビリティできることを条件にして、協議会のメンバーになる。メンバーを認証するということは行わないが、各自でトレイサビリティができることが前提になる。

シックハウス対策

先ほども述べたように、一昨年施行になり、内装材としての木材製品はFの星（☆）四つ、材料だけしか使われなくなっている。JAS、JISにない商品で星四つ付けようとするれば、全木連に登録すればJAS、JISにない商品でも星四つを付けることができる仕組みも作っている。

天然由来のVOCについては、問題は木材由来のテルペン類。大気汚染審議会の委員の中には、木材由来の天然のテルペン類やホルムアルデヒド、アセトアルデヒドを問題視する人がいる。ヒノキのにおいで頭が痛くなった人がいるから、あれも厳正しろと強引なことをいう委員もいるので、我々はその都度反論している。

木材産業の今後の展開

林野庁では、大きく分けて二つの方向で施策を実施している。一つは大型化によるコスト問題の解決と大型流通・大型消費ということだ。これはスギの集材材利用で昨年から実施されて

ない物、例えばプレカット製品はJASでないが、これをAQ（Authorized Quality）制度で、AQマークを付けることによってJASと同等の基準に達していることを証明する制度。これも29年ほど前から実施している。

乾燥材生産については、品確法で一〇年保証をすることになると、乾燥材でなければ狂いが出て一〇年持たないことがわかって、乾燥材が使われるようになった。乾燥材の需要は増えているが、実際には乾燥材の生産量は一四％ぐらいしかない。品確法で乾燥材を使うのは、柱など構造部分だから一四％というのは、製材工場からの総出荷量に対する比率なので、製材工場から見れば一四％以上の数字になるが、乾燥材生産はまだ低い状況にある。これが無垢材から集材材使用に代わっていった大きな原因の一つになっているのではないかと、我々は分析している。

森林認証とラベリング

市場性というか今の風潮からいくと、森林認証・ラベリングもやらないといけないのかなと思う。現在世界的に知られているのはFSC、SFI（アメリカの業界団体が推進している森林認証）、PEFC（ヨーロッパ・何カ国でEUが中心の森林認証）、CSA（カナダ）、MTC（マレーシアの木材認証）こうした認証制度が各地域にできて、それぞれCOCの流通業あるいは流通事業体を認証して市場に供給し

いる。もう一つは地域内の連携で、森林所有者から大工・工務店までのネットワークを作って、地域材の利用を進めている。以上の二つの大きな模索しているのが、林野庁の施策だ。全木連としても、この方向を支持している。

消費者対策では、消費者に受け入れられる製品を作って、消費者の理解を求めていく。そして使ってもらわなかったら、なかなか市場は動かない。需要サイドの吸引力を高めることが必要なことだから消費者対策を進めようとしている。

新しい森林・林業と担い手

杉山 要

(特定非営利活動法人信州そまびとクラブ)

はじめに

日頃、なかなか発言の機会が無い現場労働者に対し、このような場を設けていただき、ありがとうございます。ここでは昨年一月一日に配布しました資料に、口頭で報告した内容やお話しきれなかったことを付け加える形で、改めて述べさせていただきます。

電子メールの普及や、NPO法人の専従者として活動しはじめたことにより、近頃では林業に就いた当時に比べ、異なる林業事業者や他県の現場労働者との情報交換の場が多くなってきました。それらを通じて認識したのは、サラリーマンの中でも一定の技能や専門性を持った者(いわゆるブルーカラーでしょうか)や、自然環境に対する思いを抱いて山仕事に転職する例は決して特殊なものではなく、むしろ今後の人材源の主流になるだろうということです。

地域にとって、山の手入れをするのは、そこで生まれ育った人々であるほうが幸せだと私は

思うのですが、残念ながらそうもゆかないようです。これからの山仕事の担い手の平均的な姿を思い浮かべていただけるように、転職前の環境から記します。

森組での九年間

「テクノストレス」「過労死」と言う言葉が、毎日のように新聞紙上に見られた頃、私は製造現場で働いていました。数万の部品がコンベア上を流れ、働く人々の動きをストップウォッチ片手にチェックし、一挙手一投足に値打ちをつけ、分単位で発生する膨大な不良品対策に明け暮れる日々でした。

能率管理は決して悪いことではないと思うのですが、やりすぎは人の心に荒みを生みだします。穴倉のような製造ラインから離れ、山で働きたいという気持ちと、林業の後継者難に問題を感じていたことから、求人誌に載っていた全森連の広告に応募し、長野県内の森林組合に技能職員として採用されました。

昨今のインターン者のほとんどがこの問題に気づいていると推察します。そして、改善しようと考え行動を起こしたとき、たいていの場合は諦めるか、離職するかの選択肢だけが残るようです。

施業技術の説明がない職場

林学を学んでいない私は、間伐に関する施業理論をまったく知らないまま仕事をしていました。木材生産を目的とした密度管理の手法は、林学に触れたことのある者ならば必ず目にするものでしょう。ところが密度管理図の存在さえ入社四年目頃、地域を担当するAGが自主的に開催した勉強会で偶然知ったのです。

技能職員と呼ばれる作業員に対しても、林業技能士(グリーンマイスターとも呼ばれます)などの研修制度により、これら施業体系に触れる機会が用意されていますが、受講できるかどうかは各事業者の裁量任せであり、私の就労した森林組合では制度についての説明すらありませんでした。

その背景には、日当で雇用している者たちに対し、賃金を支払ってまで直接生産と結びつかない研修を受けさせるゆとりはない、という考え方があるようです。

生産品の行方、品質管理の説明がない職場

自分たちが日々育み伐り出している木材が、どのように使われているのか。また、その用途

に求められる品質は、どのような規格なのか。たとえば、木の曲りの許容量はどのぐらいなのか、といった具体的な数値について、なんら説明のないまま素材生産を行っていました。

地域を管轄する木材市場に見学に行った際、市場の職員にこの質問をしたところ「曲っている材木は不可」という答えが返ってきただけでしたので、どうやら説明が行われない原因は、業界全体の品質に関する具体性の欠如にあるようです。

自分たちの生産したものが、どのような場所でもどのように使われるかを知ることが、働く者の張り合いに通じると思うのですが、生産者や供給側の意欲や責任を培う仕組みそのものが、業界から失われているように思われました。

経営状況の説明がない職場

事業者が年間どれだけ売り上げ、どのような利益を生んだのか。地域の森林への貢献度はどうだったのか。また翌シーズンへ向けての反省点は何か。私は、業績や森林整備の具体的な目標値について知ることなく、日々山へ通っていました。

考えてみれば、これらの数字に煩わされることなく、精いっぱい山の手入れさえしていれば良いのですから、とても幸せなことなのかもしれません。しかし私は、業績や目標が知らされないことに強い疎外感を覚えていました。

森林組合では、年にいちど総代会という場がもたれるのですが、その際に配布される決算資

主林木はすべてカラマツという地域で、育林はもちろん、ブルドーザーによる集材とプロセッサによる造材を組み合わせた素材生産まで、一通りの仕事をこなす班に入れていただき、履物の履き方から始まって、すべてがOJTの毎日。最初の一年間は、職場での肉体改造と作業の習得で精一杯でした。

激しい労働の合間に森の中ですごく休憩時間の静寂や、先輩たちの味わい深い苦労話。都市生活では感じることもないゆったりとした時間の流れ。地域社会特有の人の心の暖かさなどにふれ、都市生活では得ることのできないであろう豊かさを日々感じるようになりました。しかし、職場の環境に慣れるにしたがい、いくつかの問題も気になりはじめたのです。今回は、その問題のうちの「三つの「無い」」を報告します。

合理化のための工夫や自主性を追求される企業に身をおいたものであれば、これらの問題は、誰もが感じるであろうことであり、したがって

料を見せてほしいと要望したところ、すぐに提示してもらうことができました。このことが意味するのは、現場の者に経営状況や目標の説明をしなくとも、地域の森林整備には直接影響しないというところではないでしょうか。

山仕事の現場は高い垣根によって隔てられているという、ある種の排他性を感じる現象です。

そんな職場で感じたこと

木材価格の低迷が林業を不活性化している。この言い古された理屈は多くの意味で正しいのかもしれない。また森林の持つ公益性を考えると、公金を注ぎながら山の手入れを継続しなければならぬことも事実でしょう。しかし、支える機能が強力になればなるほど、支えられる者たちは自立する意識を失ってゆきます。

素材生産において最大の出荷能力と機材を保有する事業者が、行政の発する号令を待ち、補助に依存するあまり、問題解決の当事者としての自覚を失っているのではないかと、というのが九年前に最も強く感じたことでした。維持のみを使命と感ずる組織は、社会における森林の役割や、求められるものが変化して(あるいは社会そのものが目覚めて)いるにもかかわらず、呼応するどころか、生態系への無頓着や地域の木材を利用することへの無頓着を守りながら、歩み続けようとしているかにさえ見えるのです。

林業の担い手とは

これからの担い手のあるべき姿とは、どのよ

うなものなのでしょう。単に「現場で重労働をする者が少なくなったので、育てなければならぬ」というのであれば解決はそれほど難しくはないように思います。田舎暮らしへのあこがれや自然への渴望は、これから一層、都市生活者を農山村へと導くことでしょう。そこで私が問いかけたのは、林業労働力とは単に頭数だけで計数できるものなのかどうかということだ。

担い手像の検証には、さまざまな経験・技術・技能を持った者が、自立の力を失いつつある林業界に流入しているという現状を考慮する必要がある。この現状を森林組合制度が設立された当初の社会情勢と比較した場合、事務方と作業員という分け方そのものが不合理に思えてくるのである。

ところで、一般的に現場技術者に求められるものといえば、次のようなものが思い浮かびます。林業に關してもそれほど大きな違いは無いでしょう。

まず、他者に仕事の内容を説明できる能力です。森林整備においては、それぞれの作業が何を目的に、どのような目標を持って行われているかが重要になります。次に採算意識です。作業の歩掛りや単価、経費もひっくり返して、たとえば自分ひとりが一日にどれだけ稼ぎ出さなければならぬか。これを知らない技術者は、一人前に扱ってもらえません。そして、森林整備に補助金などの多くの公金が投入されていることから、手続きや諸制度を知っているという

こともプロの条件になるでしょう。最後に最も大切なことは、その仕事の社会的な役割を知り、説明できるということではないでしょうか。

一般的な現場技術者であればここまで良いのかもしれませんが、山間地の共同体メンバーとして暮らす者ならば、「地域での役割を果たすことができるかどうか」と言う点が重要であること、私はたびたび実感しました。都会の生活しか知らずに山間地に流入し、コミュニティの重要性を理解できない世代には、あらかじめこれを説明する必要がある。地域への貢献という、ごくあたりまえの意識に欠ける者が少なくないことは、もっと取り扱われるべき題材です。

信州そまびとクラブとは

「林業は森林の持つ多様な機能を保全し活用するものである」というのは個人的な思い込みなのではないか。そのように考えはじめていた平成一二年の暮れ、他の事業体で技能職員として働く者どうしが直接会い、話をする機会を得ました。この会話の場が定期的な情報交換と議論へと発展し、信州そまびとクラブ設立のきっかけとなりました。

木材の自給率を高めることの必要性は、林産や育林を産業としている者自らが声をあげなければいけないのではないか。自分たちの得た技能を、森の入り口にいる人たちのために活かすことができるのではないか。技能や技術を磨きながら、単に人工でカウントするだけの労働力ではない担い手像を提示するべきである。これ

らの目的を掲げて平成一五年一月に法人登記を完了し、専従職員四名と数名のボランティアメンバーで活動しています。

私有林造林の請負や、一般競争入札制度を取り入れている公共森林整備事業。民間の支障木伐採などで得られた収入をもとに、未だ直接の収入には結びつかない森林環境教育や情報発信、情報交換を行っています。各種助成金による事業も動きはじめました。しかし、なかなか自力で木材生産を始めることができず、育林が主流だったというメンバーの生い立ちをあらためて実感しているところ。生産開始は今年最大の課題でもあります。

詳しい活動の紹介はここでは割愛させていただきますので、インターネット環境にある方は文末のURLをご覧ください。近頃は、何事もすぐにインターネットに頼ってしまいがちですが、従前の手法による情報発信も今期の課題としていきますので、それに免じてお許しください。

すべてを切り盛りして気づいたこと

たった二年間ではありませんが、多くの業界関係の方のお話を伺ったり、事業運営を行う中で気づかされたことがあります。大量消費と発展から、安定と安心へと舵をきらざるを得ない社会では、林業界に限られたことではないかもしれませんが、まず多くの行政関係者が問題意識を感じていながら、現行の仕組みの中では充分に動くことができず、一方、事業関係者の

多くは行政が万能であると勘違いしているという事です。くどいようですが「林業振興」とは、たとえその言葉を冠する部署が役所の中にあるとしても、民間当事者の意識なしにはなかなか前には進まないのだと、私自身反芻しているところ。現場作業員相互の連携の必要性も強く感じています。かつて林業現場は渡世人の世界であったと耳にしています。そんな時代を知る先輩たちの話から、狭い地域での作業経験だけでは得ることのできない、たくさんの方の技能や山に関する知識の集積を知らされるたびに、山仕事の工夫の源泉が、マニュアル化の難しいものであることを再認識します。交流の機会を失ってしまっただけ現場作業員相互の、情報交換の場を再構築しなければなりません。そして何とんでもなく、よく川下との連携と表現される、木材を利用する側との交流の少なさを改善しなければなりません。生産者だけの思い込みを捨て、産業として市場や社会の要求を積極的に吸収する情熱を持つことが、私たちに課されています。

信州そまびとクラブのホームページ
http://w2.avis.ne.jp/~somabito
連絡先 〒385-0062 長野県佐久市根岸294
e-mail somabito@mx2.avis.ne.jp

国民森林会議の主な動き

(二〇〇五年一月以降)

◇二月二日(水)

第六回提言委員会

時間 一三時三〇分～一七時

場所 林野庁会議室

◇二月五日(土)

常任理事会

時間 一〇時三〇分～

評議員会

時間 一三時～

場所 全林野会館

◇三月二二日(土)

常任理事会

時間 一〇時三〇分～

第二三回総会

時間 一三時～

記念講演

時間 一四時～

講師 半田 良一氏(京都大学名誉教授)

講師 「入会と山村」

場所 学士会分館

◇四月九日(土)

常任理事会

時間 一〇時三〇分～

公開講座

時間 一四時～一六時

講師 角谷 宏二氏

講師 (全国木材協同組合・常務理事)

講師 「木材の流通加工の問題点」

場所 全林野会館

◇四月二七日(水)

提言委員会

時間 一〇時～

場所 林野庁会議室

◇六月一日(土)

常任理事会

時間 一〇時～

公開講座

時間 一四時～一六時

講師 河野 充氏

講師 (林野庁企画課・調査官)

講師 「京都議定書目標達成計画について」

◇六月二二日(水)

提言委員会

時間 一〇時～

場所 林野庁会議室

◇六月二十四日(金)

提言書林野庁長官へ提出

時間 一五時～一六時

◇六月二十五日(土)

酒匂川流域の視察と交流報告シンポ

場所 小田原市 (内容は次号で報告)

【計報】 本会の評議員として会の運営・発展にご尽力賜りました古野雅美氏が二〇〇五年五月二十五日に逝去されました。

ここに謹んでご報告申し上げますとともに、会に寄せられました古野氏の情熱と多大なる貢献に敬意を表し、衷心よりご冥福をお祈り申し上げます。

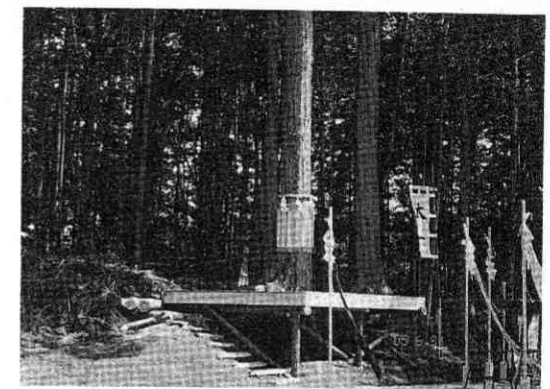
御杣始 (みそまはじめ) 祭

只木良也
(国民森林会議会長)

千三百年の歴史を持つ二〇年毎の伊勢神宮式年遷宮。御遷宮には大量のヒノキ良材が必要ですが、その伐り始めとして、ご用材中で最も重要な、御神体を納める器の用ざいの御樋代木(みひしろぎ)を伐採する祭りを御杣始祭と称

します。次回第六二回の御遷宮の年は平成二五年ですが、それに八年先行して、そのお祭りが平成一七年六月三日、木曾上松の国有林内で行われました。現地には、内宮用、外宮用の御樋代木が化粧

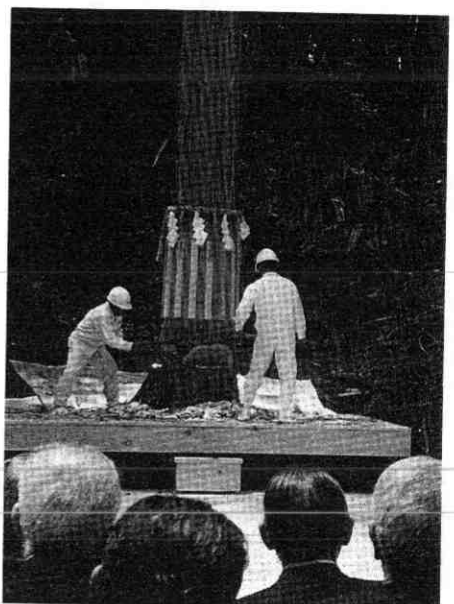
して並び立ちます。両御樋代木は、南面生育、近所に川あり、両木の距離は伐倒して梢が交差するよう遠からず近からず、といった条件の良木が選ばれます。因みに、今回の御樋代木の胸高直径・樹高は、内宮用・六四cm、二七m外宮



祭りの開始を待つ御樋代木。向かって右に外宮用、手前左側に外宮用。



伐採作業開始。杣夫は交代しながら、3方向から伐り込む。



伐倒直前。3点支持

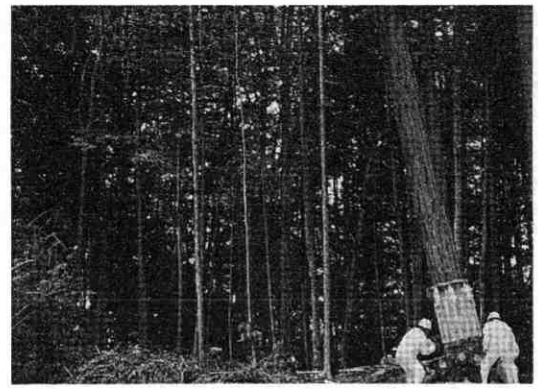
用七〇cm、二五m、樹齢は三〇〇年以上(推定)・国有林発表。でした。

両木の前に、祭典用・伐採作業用の舞台が仮設され、池田厚子祭主ほか式典参列者が居並ぶ中、まず内宮式典、ついで外宮式典が行われたあと、熟達の杣夫たちの「三つ紐伐り(三つ緒伐り)」によって御樋代木は伐採されます。この伐り方は、斧だけを用いて三方向から穴を穿つかたちで伐り進め、3穴を貫通させて3点支持とし、最後に受け口の反対側にあたる追い弦を切って伐倒する方法で、伐採木に割裂などの損傷が少ないので、昔は貴重材伐採に用いたといいますが、今はこの神事を通じてのみ伝承されているものです。

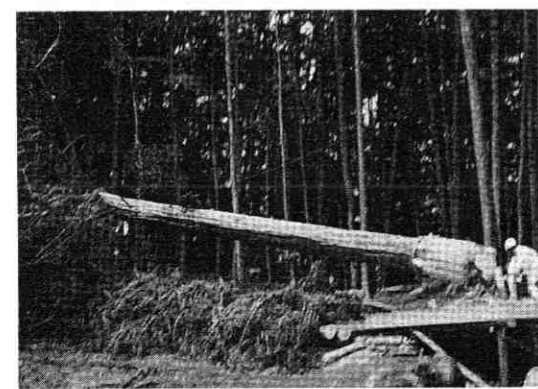
二本の御樋代木は、二つの伐採班が同時に伐

り始めますが、まず内宮用を伐倒、ついでそれに交差するよう外宮用を倒します。伐採には約一時間を要しましたが、見事に所定どりの伐採完了。参列者席からも大きな拍手しぼし鳴り止まず。

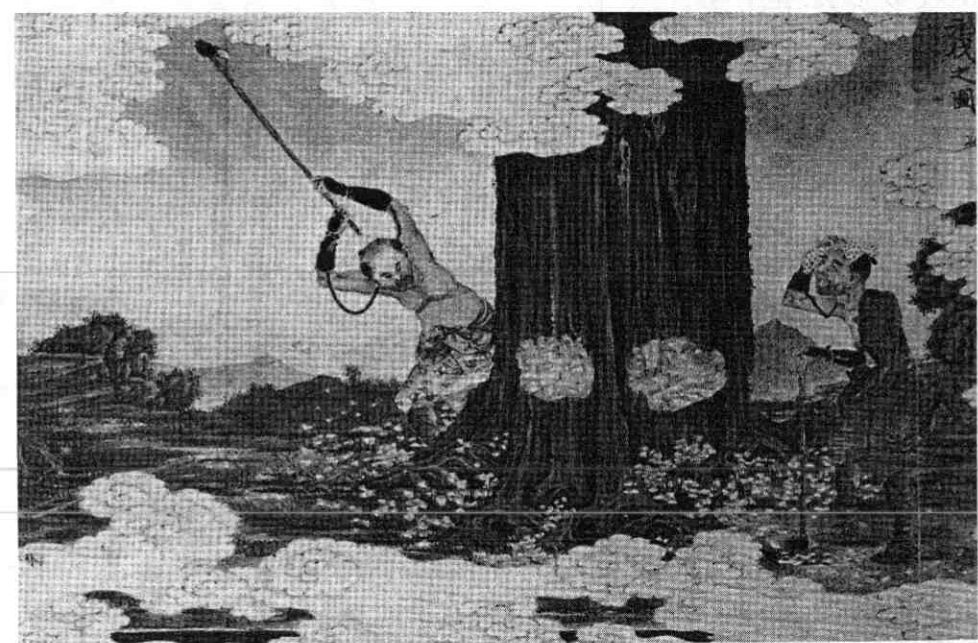
私は、前回と今回、二度の列席の機会を得ました。私はこのお祭りは、宗教行事ではあるものの、一三〇〇年の伝統を持つ、世界に誇るべき森林文化・技術としての意味もさらに尊重すべきだと思っております。



先に内宮用御樋代木伐倒、いま外宮用が倒れて行く。



伐倒木2本の梢が交差する。



古書に記載の「三つ紐伐り」
—木曾式伐木運材図絵(一八五六・七年?)

森林は公共財の認識が必要

(財)森とむらの会が政策提言

財団法人森とむらの会(高木文雄会長)は、このほど「豊かな美しい日本の再生——新たな森林管理システムの構築——」と題する政策提言をまとめた。

この提言は、森林の多面的機能を高度に発揮するには①森林を公共財として国民全体で支えること②森林整備の方針を決める森林計画に国民が参画すること③公的実施の拡充による新しい森林管理システムの構築④木材利用促進方策を中心としており、国民と森林の関係が希薄化していることから、森林と国民の濃密な関係を作り出すことの重要性を提案している。提言の概要は次の通り。

▽森林の管理・経営の現状と課題

これまでの森林の管理・経営は、木材生産を中心に適切かつ継続的に行われれば、公益的機能も適切に発揮されることを基本に、森林所有者等の努力によって行われてきた。しかし、経済的価値の低下に伴い、森林所有者等の森林への関心は薄れ、そのシステムが機能しなくなっている。本来、森林所有者が持たなければならぬ管理義務(所有者責任)が放棄されている。木材価格の低迷、国産材需要の減退要因は①木材以外にコンクリート、鉄、アルミ、プラスチックなどと木材が競合するようになった②円

高の進展により外材が相対的に低価格になった③住宅の洋風化に伴い大壁工法の普及等、部材のプレカット化が進む中、乾燥材、合板、集成材等工業製品の利用が増加。国産材の光沢など工芸的価値が評価されなくなり、強度の安定、品質・性能が求められるようになったこと。

▽林業、木材産業の高コスト構造

我が国林業は、地形が急峻で谷密度が高く作業を集約化しにくい。林道は曲線が多く開設や維持のコストが高くなる。そのため大型トラックの運行が制約され、時間距離は極めて長くなる。何よりも林道整備が遅れている。

森林の造成・保育に多くの人役を必要とし、欧米の造林コストに比べ五〜十倍程度になる。

今後、森林の多面的機能の持続的発揮を図る適切な管理・経営を進めていくには、森林を公共財として国民全体で支え管理していく新たなシステムを作るとともに、適正な管理・経営を行った結果生産される木材は、森林整備の推進に資するだけでなく、循環型資源としての木材の意義を理解し、その利用の推進を図ることが必要である。

▽木材使用宣言

国産材の需要拡大には、木材産業自らの努力が重要だが、行政が活動をリードすることが期

待される。林野庁はじめ各行政主体が率先して、建物の建築、各種公共事業で木材の使用を原則とする「木材使用宣言」されることを提言する。

▽求められる早急な実行

今こそ現状を打開し、新たな森林の管理・経営の確立を目指す時である。先送りすれば事態はますます悪化するだろう。

公的実施を中心とする新しい森林の管理・経営システムを構築するためには、これまで以上に財政的負担が大きくなる。極めて大まかには、森林整備に公的に負担される現在の額に比べ一・五倍以上が必要になる。

国も地方公共団体も財政的に厳しい中、新たな財政的負担を捻出することは容易でない。しかし、事態はそのことを必要とする段階にきている。地方公共団体では、森林整備に取り組むための費用が十分でないにしても、独自に課税しようとする動きが広まっている。国では環境税の議論がなされている。

この実施により今後の森林管理・経営のための基盤が整備されるとともに資源的な成熟が進むことを勘案すれば、一定の制約を設けながら森林所有者等の自発的活動を誘導していく形に移行させていくことも可能と考えられる。

一方、「緑の雇用担い手育成対策」では、都市等から新たに林業に就労した若者が多数にのぼっている。政策が実現されれば、それを実行する担い手は育ちはじめている。

(事務局)

国民森林会議第二三回総会報告

国民森林会議第二三回総会は三月二日、会員二二人が参加して東京・文京区の学士会館分館で開催されました。

総会では、提言委員会の活動、会員の拡大、会費の値上げ等財政基盤の確立について討論。昨年度設置した特別検討委員会で検討してき



た課題、会則の改正を確認しました。新役員は、新会長に只木良也氏(名古屋大学名誉教授)が選出されました。

また、具体的活動として、①公開講座を四回開催②会誌「国民と森林」年四回発行③ホームページの開設④森林・林業に関する現地調査(神奈川県第一丹沢大山の森林生態系・資源調査)などの活動を行うこととしました。

総会終了後、京都大学名誉教授・半田良一氏の記念講演が行われ、「入会と山村」のテーマで①入会の成立から歴史②commonsから共同経営へ等について報告があり(九ページに掲載)、その後、参加者全員で懇親会を開催し意見交換しました。

★国民森林会議役員(二〇〇五〜二〇〇六年)

顧問 大内 力
会長 只木 良也(新)
事務局長 山田 純(新)
常任幹事 相田 幸一
熊崎 一也(新)
手塚 伸
藤森 隆郎
増田 美砂
餅田 治之
吉藤 敬(新)

ブロック幹事

木村 武
加藤 秋男
多賀 清雄
三井 昭二
北尾 邦伸
依光 良三
行武 潔
安藤 邦廣(新)
榎戸 勇
岡 和夫(新)
金田 平
金持 浩裕
杉本 浩一
柴田 敏隆
島田 嘉寿雄
田中 茂(新)
田中 悠次(新)
萩野 敏雄
速水 亨(新)
半田 良一(新)
古野 雅美
堀越 弘司
山本 博一(新)

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この3カ月〉

2~4月

◆世界の森林40年で14%消失

【日本経済新聞 2月7日】

一九五〇年から四〇年間で森林や草地の14%が消失、過去三〇年間に沿岸のマングローブ林の約35%が破壊されたことが七日、国連による世界初の地球規模の生態系評価報告書案で明らかになった。人間の活動で世界で生態系の劣化が進み、生物種の絶滅は自然の千倍の速度で進んでいるという。

評価は「ミレニアム生態系アセスメント」と呼ばれる。日本などが四カ国・千三百人以上の科学者が四年がかりでまとめた報告書案は、五〇年後の生態系のコンピューター予測も行い「現在のよう自然資源の利用をいつまでも続けることはできない」と、人間の生態系利用の在り方に抜本的な変革を求めている。

報告書案によると、過去五〇年間に森林や草地の多くが農地に転用されるなどして減少。二〇世紀後半の数十年間では世界のサンゴ

礁の四分の一がなくなり、沿岸のマングローブ林の破壊も深刻だった。

漁業や水資源のために重要な淡水域の生態系破壊も激しく、現在残る湿地は一九〇〇年ごろの半分だけ。世界中の主要な五百の河川の半分以上が深刻な水質汚濁や水不足に見舞われている。

この結果、過去百年間に分かっているだけで約百種類の鳥やほ乳類、両生類が絶滅。この速度は自然に起こる絶滅の千倍以上にもなるという。

報告書案は「今の傾向が続けば二〇五〇年までに、残された草地や森林の二〇%が破壊される」と予測。「この結果、人間の生活自体が立ちゆかなくなる」と警告した。

また、地球温暖化がこの傾向をさらに悪化させるとの予測結果も紹介。大気中の二酸化炭素濃度を四五〇PPM以下に抑える努力などを求めた。

産のものを扱う場合に比べ、木材の変化が少なく収蔵庫への影響が小さい、というメリットもある。

◆ソメイヨシノ衰退の危機

【読売新聞 4月8日】

戦後に植樹され、春の花見客らを楽しませているソメイヨシノが管理の悪さや伝染病で、花の数を減らしたり、枯れ始めたりしていることが、財団法人「日本さくら会」(東京都千代田区)の調査でわかった。同会が選んだ「さくらの名所百選」の桜の七割強で何らかの症状がみられるという。

このため、同会は今年、保護・管理の指南役を自治体などに派遣し、桜の木の延命に乗り出すことを決めた。

調査は昨年、「さくらの名所百選」のうちソメイヨシノのある八十七カ所の管理者にアンケート用紙を郵送して実施。樹齢や木・花の状態などを尋ねた。

その結果、「花や木の衰退が顕著」という回答が三一・一%、「衰退が目につき始めた」が四一・六%にのぼり、計七二・七%で花の減少や枝枯れなどの症状が見られることがわかった。大部分が樹齢六〇年前後の木に集中。中には花が咲かなくなる伝染病「てんぐ

◆九州国立博物館 杉活羅

【朝日新聞 3月11日】

「大きな行灯(あんどん)だ」初めて見る人はそう思うかもしれない。突き出した格子状の飾り。障子を思わせる半透明の壁。内側に四千本の円材を張った大屋根が、それらを包みこむ。

今秋、福岡県太宰府市に開館する日本で四番目の国立博、九州国立博物館(九博)の展示テーマは「日本文化の形成をアジア史的視点からとらえる」こと。それを意識したのか、菊竹、久米設計共同体によるデザインは、エントランスをはじめ、随所に「和」のテイストをきかせているように見える。総工費は約二百三十億円。

菅原道真を祭る太宰府天満宮に隣接した敷地。山の輪郭を模したようなならかな屋根は周囲の竹林に溶け込み、いかにも日本的な風景を演出する。

しかし、「和」の本質が生かされてきているのは、実はバックヤード

代」を経て、「成長した森林を活かす時代」に入っている」と、この時の森林・林業白書は書く。

過去五〇年で日本の森林面積は実質二百万平方メートル以上、増えている。戦中戦後の乱伐の後に植えられたその人工林が、そろそろ利用期を迎えるころだ。

しかし、木材の需要は伸び悩み、間伐材を切り出す人手を賄えず、山は荒れ、国土を守る力が弱まり、昨年相次いで上陸した台風による被害を助長するという、悪循環に陥っている。

森林も廃棄物のリサイクル同様、ただ植えるだけでは循環しない。植えて育った木材をある程度使って初めて、持続可能なサイクルが保たれる。その需要が、長年伸び悩む。

美しい森を眺めて、「ああよかった」と思うだけでは、結局森は守られない。「木使い」の心が必要な時代になったと、白書は訴える。では、どうすればよいのだろうか。

なのである。館の心臓部ともいえる収蔵庫を見せてもらって、その思いを強くした。

高さ七メートルの木の壁が延々と続いている。総延長は百近いだろう。

十一室からなる収蔵庫には延べ約六万枚の杉板が使われている。地元・九州で産出する樹齢五〇年以上の杉材の中から、周辺の部分である「白太」を板材に加工した。

検査ではねられた分を含めると十萬枚以上が製材された計算になる。杉材を家の柱などに使う場合は、赤い芯の部分の強度があつて良いとされる。しかし、同館準備室保存修復主幹の本田光子さんは「赤い部分は油分などを多く含んでいるため、それらが空気中に発散される。収蔵庫には白太が適している」と話す。

ちなみに九博では、収蔵庫内に備えつける棚も杉、棚に乗せる「簀子(すのこ)」も杉。収蔵庫はまるで新築の日本家屋のようだ。

収蔵庫の壁に木材を張るのは吸湿性や放湿性に優れ、万が一、空調装置の故障などで室内の環境が急変しても、その影響を抑えやすいと考えられるからだ。中でもスギ材は比較的安価なうえ、博物館の建設地に近い、星野村(福岡県)や小国町(熊本県)に豊富。外国

会場では来場者への「気遣い」についてはともかく、「木使い」の事例があふれている。

長久手会場を一巡りする全長二・六キロ、幅二・五メートルの空中回廊、グロバル・ループでは床材に愛知県産の間伐材を張り付け、両サイドには同じく間伐材のベンチを配置した。

竹のケージに覆われた長久手五日本館の「束ね柱」も間伐材である。小径で短いことから、建材として使いづらいといわれてきた間伐材も、このようにすれば十分活用の道があるという可能性を示している。

瀬戸会場は文字通り、里山のまっただ中にある。里山とはもともと、ただ見守り、愛でるだけではなく、人が利用し、そのための手入れを続ける中ではぐくまれてきたものである。「木使い」とは森と人がこの先共生していくためのたぶん唯一の道だろう。

新緑の香りに包まれて、木材博、を散策しつつ、森や木々との付き合い方をゆっくりと考え直してみるのも悪くない。

アトランダム雑誌切り抜き

3~6月

◆森林の新しい物質利用原理／太田猛彦（東京農業大学教授）
 今年はスギ花粉が多いと予想されたため東京都は、12月～1月にかけて花粉の多いスギを伐採するが花粉の多いスギ全部を伐採できない。花粉症対策の国会議員連盟ができるなど、花粉症は深刻な社会問題になっている。

伐採した後は植林の必要があるが、最近スギから広葉樹に変える動きも強い。スギをすべて広葉樹にすることがいいのか。木材は大気中のCO₂を吸収して炭素として蓄える。伐採された木が燃やされたり腐ってCO₂を放出しても、植えられた木が成長することと吸収される。木材はカーボンフリーなのだ。スギは木材生産として重要な樹種だから、今回育種された無花粉のスギに植え替えることが必要だが、輸入材が8割も占める中で国産材のスギも伐採されなくて植え替えもすまない。京都議定書で約束された温暖化

ガスの削減でも、日本では森林のCO₂吸収力高めるには、手入れによって林地の炭素蓄積を増やさなければならぬ。しかし森林を伐採するとマイナスカウントになる。私は森林が伐採されてもそれが使われていて炭素が放出されなければ、それもカウントすべきだと言っている。そのためには家具や柱材などを生産する長伐期・大

経木生産の林業になるべきだ。日本学術会議の「森林の多面的な機能」答申では、森林の原理として環境原理・文化原理・物質利用原理を挙げている。私は木材を使うことで化石燃料を使わないという意味で、地球温暖化防止にも役立つ新しい物質利用原理が出てきたと考える。そうした前提で考えると、木材をもっと使ってその後植林をして新しい木材を生産することに意義がある。その植林で無花粉スギに変えていく。輸入材では花粉症対策もできない。輸入に必要なエネルギーもCO₂排出

出に大きな影響があるのだから、国産材しかも地元材の利用が肝要だ。そうすることで、花粉対策も進むし、地球温暖化防止対策にもなる。（『グリーン＆らいふ』春号・農林中央金庫農林部）

◆温暖化軽減に向けた森林・木材分野の働き／天野正博（早稲田大学人間科学部教授）
 森林・木材部門での温暖化軽減に向けた取り組みを紹介しよう。①熱帯林の減少速度を抑制 最近では毎年1200万トンが失われ炭素16億トンが放出。気候変動枠組み政府間パネル（IPCC）では熱帯林の減少を毎年250万トン程度に抑えるべきだと提言。FAOは90年代には熱帯地方で毎年80万トンが植林され、早生種のため北方林の数の炭素を吸収するのでグリーン開発メカニズム（CDM）として期待されている。

②森林バイオマスと森林土壌に炭素を蓄積 森林はバイオマスとして炭素を貯積すると同時に大気中の炭素を森林土壌に押し込むポンプの役も果たす。高蓄積で健全な森林の育成や荒廃地への植林、伐採時に森林土壌を攪拌しない農業の導入、伐期の延長などで2050年までに努力すれば600億9000億トンの炭素は吸収できるとIPCCは予想（96年）。
 ③長期的に使用する木材製品の増加 木材製品として使う間は炭素は蓄えられている。日本の木造建築家は平均30数年で建替えられるが、欧米の木造家屋では日本の3倍近い寿命だ。
 ④木材で他の原料を代替し炭素の排出を削減 加工する際に大量のエネルギーを必要とする鉄・アルミ・セメントのような原材料を木材と代替するもの。住宅建設に自然乾燥の木材を使うと1㎡あたり235kg炭素を蓄える。化石燃料で人工乾燥した木材では1㎡あたり222kgの炭素を蓄えている。木造住宅では1㎡あたり0.2㎡の木材を使用している。鉄では1㎡生産するのに5320kgの炭素を放出し製品内に炭素は全くない。アルミ精製では鉄の4倍の炭素が放出される。鉄やアルミを木材に置き換えることで炭素の放出を大量に抑制できる。

⑤森林バイオマスをエネルギーとして利用し化石燃料使用を節約 IPCCの報告でも、炭素の排出を削減するためエネルギー源としての森林バイオマス導入を提言し、近代エネルギー源の30～15%をバイオマスに依存するシナリオを描く。スウェーデンではエネルギーの20%をバイオマスに依存。

京都議定書では、「②森林バイオマス・森林土壌」については第I約定期間（08～12年）から適用し、「③長期に木材製品を使用」については第2約定期間からの適用に向け検討を開始した。④⑤については特別に評価する仕組みは用意されていない。（『グリーンパワ』6月号・森林文化協会）

◆究極の環境問題と森林資源／安井至（財団法人環境科学会会長・国際連合大学副学長）

環境問題は人間社会の発展レベルに応じて様々な形態をとる。第1段階ではエネルギー源や建設資材として木材を過大に採取し、森林の消失が文明を滅ぼした例も。その社会に化石燃料を購入する経済力が備わるとこの段階は終結。第2段階は、化石燃料の過剰利用による大気汚染や河川汚濁だが、経済的な発展がすすみ人命の価値

が高くなると環境保全への投資が行われ終結する。1人あたりGDP3000ドルを超えると解決に向かうのが普通だ。

第3段階は廃棄物問題。環境を復活した対策が行なわれ最終処分量が大幅に減少する。日本では91年にこの段階の山を越した。現在日本は第4段階にある。その最初の課題が二酸化炭素排出の削減である。次の究極の課題は、地下資源と化石燃料の消費から離脱した人間社会の構築だ。この実現のために頼りにするのが再生可能な資源であろう。太陽エネルギーの直接的な利用は不可欠だが、木材資源の活用がカギを握ろう。

最近植物油脂という言葉が聞かれるが、トウモロコシを主原料とするポリ乳酸である。米国の生産の余剰能力を使って5000万トンを樹脂用原料にする考えだが、汎用プラスチック製造より環境負荷は大きく、食料・飼料となる穀物のプラスチック化が飢餓問題の起る地球で行なわれる問題も含まれる。こう考えると澱粉を主原料とする植物油脂の生命は長いものにはならないだろう。エタノールなどのバイオ燃料も同じ問題を含む。そう考えるとセルロースを原料とするプラスチックしかない。

京都議定書に定められた温暖化ガスの削減には、木材のもつ「カーボンニュートラル」という特性を充分活用する以外にはない。森林の二酸化炭素吸収の増加のため森林・木質資源関係者がライフサイクルアセスメント的な発想で技術開発に取り組まることが不可欠だ。（『APAST』3月号・森林木質資源利用先端技術推進協議会）

◆里山の再生・竹林をどう考える／柴田昌三（京都大学地球環境学助教授）

里山の再生をめざす動きが広がっているが、そのなかで「竹林が広がり雑木林や植林地を駆逐している。竹を退治しなくては」という声も聞く。里山が里山で機能しているのは、その一員の竹も機能し、毎年収穫ができる植物資源として利用されてきた。竹材はマダケとハチク、食用の筍は江戸時代に中国から渡来したモウソウチクが担っていた。当時モウソウチクが日本古来の生態系を乱すとは考えなかった。70年代までは、竹林も隣接する雑木林や植林地もしっかり管理されていたからだ。

里山の放置が続くモウソウチクが広がるにつれて、外来種として問題になってきた。竹は生物の多様性を貧弱にする植物として評価されるようになった。竹林を含む里山の再生には、竹林が放置された「放置竹林」、森林の管理が放棄された竹に占領された「拡大竹林」、木と竹が混じっている「木竹混交林」と区別をした上で、それぞれ対策を考えないといけない。竹退治のために切ってしまうと、何も残らない皆伐跡地が残り、毎年再生する竹の駆逐を怠ると、笹が再生して他の植生の再生までには相当の期間を必要とする。「拡大竹林」や「放置竹林」では竹林として手入れのいきとどいた「管理竹林」に誘導するのが望ましい。風景も回復し竹林の拡大も防げる。「木竹混交林」では竹の割合が少なければ竹を全部切る。竹の比率が多ければ被圧された木の周辺の竹から切っていく。

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水質源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2005年夏季号
第93号

■発行 2005年7月1日

■発行責任者 只木良也

■発行所 国民森林会議

東京都文京区大塚3-28-7

TEL 03-3945-6931

振替口座00120-0-70096

■定価 1,000円(千共)

(年額3,000円)